

畑作物共済損害評価現地調査要領

制定：平成30年 9 月25日付け30経営第1289号農林水産省経営局長通知
改正：平成31年 1 月17日付け30経営第2285号農林水産省経営局長通知
改正：平成31年 3 月28日付け30経営第3126号農林水産省経営局長通知
改正：令和元年 5 月24日付け元経営第194号農林水産省経営局長通知
改正：令和 2 年12月25日付け 2 経営第2427号農林水産省経営局長通知
改正：令和 4 年 7 月12日付け 4 経営第1127号農林水産省経営局長通知

【略語とその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（昭和29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（昭和22年農林省令第63号）
認定準則	畑作物共済損害認定準則（平成30年 3 月28日農林水産省告示第652号）
損害評価要綱	畑作物共済損害評価要綱（平成30年 9 月25日付け30経営第1289号農林水産省経営局長通知）
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合等	法第73条第 4 項に規定する特定組合又は共済事業を行う全国連合会
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
出荷団体等	農業協同組合、集荷業者等
類区分	共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて区分を定めたときは、その定めた区分）
地方農政局統計部等	地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部
連合会抜取調査	損害評価要綱第 2 章第 3 節第 2 の 1 （ 1 ） の連合会抜取調査
連合会全戸抜取調査	損害評価要綱第 3 章第 3 節第 3 の （ 2 ） のアの（イ）の連合会全戸抜取調査

特定組合等抜取調査	損害評価要綱第２章第３節第１の２（２）の特定組合等が行う抜取調査
全筆調査	損害評価要綱第２章第３節第１の１（２）のエの（ア）の全筆調査
農家申告抜取調査	損害評価要綱第２章第３節第１の２（１）の農家申告抜取調査
全戸調査	損害評価要綱第３章第３節第３の（１）のイの全戸調査
階層	損害評価要綱第２章第３節第１の２（２）のイに基づく対象耕地の被害程度又は災害の種類による区分
経営局長	農林水産省経営局長

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	農作物に係る畑作物共済の現地評価	1
第 1	収穫量とする基準	1
第 2	抜取調査筆数	3
第 3	抜取調査筆の抽出	3
第 4	抜取調査筆の刈取り又は掘取り及び調製	4
第 5	都道府県連合会又は特定組合等の抜取調査成績の取りまとめ	16
第 6	大豆、小豆及びいんげんに被害粒等が異常に認められる場合の組合等の損害評価	23
第 7	種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる場合の組合等の損害評価	25
第 8	組合等の行う検見調査及び実測調査の指導基準	27
第 3 章	蚕繭に係る畑作物共済の現地評価	29
第 1	収繭量とする繭の基準	29
第 2	蚕児並びに桑葉の病害及び虫害	29
第 3	桑葉の被害減収推定尺度	29
第 4	箱当たり基準給桑量	37
第 5	繭の実測又は検見による調査方法	39
別表 1 の(1)	連合会抜取調査の組合等別抜取調査筆数	42
別表 1 の(2)	特定組合等抜取調査の評価地区別抜取調査筆数	43
別表 2	ばれいしょの土砂引き率	44
別表 3	ばれいしょの早掘り収量換算係数	45
別表 4	茶の早期収穫収量換算係数	46
書類様式等		48
〔参 考〕	畑作物共済抜取調査用乱数表	79

第1章 目的

この要領は、認定準則及び損害評価要綱に基づき、農作物に係る畑作物共済について都道府県連合会が行う連合会抜取調査及び特定組合等が行う特定組合等抜取調査の方法及びその取りまとめの方法等を定めるとともに、蚕繭に係る畑作物共済について組合等及び都道府県連合会が行う桑葉及び蚕児の被害の現地評価並びに収繭期における現地評価の基準事項を定めたものであり、畑作物共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第2章 農作物に係る畑作物共済の現地評価

第1 収穫量とする基準

損害評価において収穫量とする農作物に係る収穫物の基準は、次のとおりとする。
ただし、都道府県知事は、収穫実態、出荷実態等の相違により、この基準以外の基準により損害評価を行う必要があると認めるときは、あらかじめ相談の上、経営局長に通知する。

1 ばれいしょ

(1) でん粉加工用

でん粉加工用として工場に出荷できる品位に該当し、1個当たりの重量が20グラム以上であること。

(2) 食品加工用

ポテトチップ、フレンチフライ等の食品加工用として工場に出荷できる品位に該当し、1個当たりの重量が20グラム以上であること。

(3) 種子用

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項の規定による検査に合格すること。

(4) でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途用（以下「食用」という。）

食用として市場等における取引に供し得る品位に該当し、1個当たりの重量が20グラム以上であること。

2 大豆

(1) 乾燥子実で、かつ、黒大豆以外の品種

農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1第7号の（3）のハに規定する特定加工用大豆の品位以上であること。

(2) 乾燥子実で、かつ、黒大豆の品種

食用黒大豆として市場等に出荷できる品位に該当すること。

- (3) 未成熟子実のうち食品加工用（以下「食品加工用えだまめ」という。）

食品加工用えだまめとして工場に出荷できる品位であること。

- (4) 未成熟子実のうち食用（以下「食用えだまめ」という。）

食用えだまめとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

3 小豆

農産物規格規程第1第8号の(3)のハに規定する3等の品位以上であること。

ただし、全相殺方式にあっては、食用小豆として市場等に出荷できる品位に該当すること。

4 いんげん

農産物規格規程第1第9号の(3)のハに規定する3等の品位以上であること。

ただし、全相殺方式にあっては、食用いんげんとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

5 てん菜及びさとうきび

製糖原料用として工場に出荷できる品位に該当すること。

6 そば

食用そばとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

7 茶

製茶原料用（生葉）として市場等における取引に供し得る品位に該当すること。

8 スイートコーン

- (1) 食品加工用

食品加工用スイートコーンとして工場に出荷できる品位に該当すること。

- (2) 食品加工用以外の用途用（以下「食用スイートコーン」という。）

食用スイートコーンとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

9 たまねぎ

食用たまねぎとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

10 かぼちゃ

食用かぼちゃとして市場等に出荷できる品位に該当すること。

11 ホップ

ビール醸造原料用として工場に出荷できる品位に該当すること。

第2 抜取調査筆数

連合会抜取調査又は特定組合等抜取調査を実施する筆（以下「抜取調査筆」という。）の数は、類区分ごと及び引受方式ごと（組合等が損害評価地区の設定単位を類区分とした場合は、類区分ごと）に、連合会抜取調査にあつては別表1の（1）、特定組合等抜取調査にあつては別表1の（2）のとおりとする。なお、被害状況、地域条件、肥培管理状況、品種、熟期等（以下「被害状況等」という。）により筆ごとの10アール当たり（以下「単当」という。）収量に大きな差異がある場合は、その状況に応じて抜取調査筆を増加すること。

第3 抜取調査筆の抽出

抜取調査筆の抽出は、次により行う。

1 都道府県連合会

（1）都道府県連合会は、組合等ごとに階層区分の基準及び階層ごとの抜取調査筆数を定める。各階層ごとの抜取調査筆数は、各階層ごとの農家申告抜取調査又は全筆調査（以下「農家申告抜取調査等」という。）の対象となった耕地（茶にあつては、園地。以下同じ。）のうち、検見又は実測により調査を行った調査筆（以下「農家申告抜取調査等調査筆」という。）の数に応じて比例配分して定める。

ただし、各階層ごとの抜取調査筆数は、3筆を下回ってはならない。

（2）都道府県連合会は、あらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会抜取調査の前日までに組合等の損害評価野帳を区分して整備するよう指示するものとする。

（3）都道府県連合会は、（2）によって区分された各階層ごとの組合等の損害評価野帳の中から（1）によって定めた数の抜取調査筆を任意系統抽出法により抽出する。

2 特定組合等

特定組合等は、損害評価地区ごとに抜取調査筆数を定める。

なお、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は農家申告抜取調査等の結果に基づき、耕地を被害程度、災害の種類等により階層分けをして行う場合は、農家申告抜取調査等調査筆数に応じて抜取調査筆数を比例配分して定める。この場合、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。

第4 抜取調査筆の刈取り又は掘取り及び調製

抜取調査筆の刈取り又は掘取り及び調製は、次の方法により行う。ただし、抜取調

査筆の作柄が著しく不均等である場合には、作柄により抜取調査筆内を区分し、その区分ごとに次の方法により調査を行い、当該抜取調査筆の単当収量を算定するものとする。

抜取調査筆として抽出された筆が既に刈り取られ、若しくは掘り取られている場合、面積が著しく小さい場合又は特殊栽培で利用面積の割合が小さな場合にあっては、当該抜取調査筆に代えて当該抜取調査筆に係る組合等の損害評価野帳の通し番号の次の番号に該当する筆又は現地での最寄りの農家申告抜取調査等調査筆を抜取調査筆とするものとする。

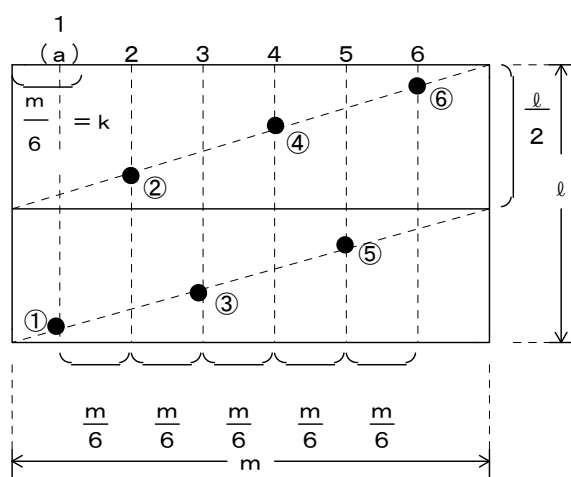
1 大豆、小豆及びいんげん

(1) 株まきの場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦は、次図に示すように任意系統的に6畦を選定する。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取り畦との交点に最も近い株間の中央を刈取りの起点とする。



m : 全畦数

l : 筆の長さ

k : 刈取り畦の起点を選定する畦間

a : 刈取り畦の選定起点

$\frac{m}{6}$: 刈取り畦の間隔 ($\frac{m}{6}$ が整数でない

ときは、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とする。)

1 2 3 4 5 6 : 刈取り畦

①②③④⑤⑥ : 刈取りの起点

イ 刈取り箇所及び刈取り畦長の決定並びに刈取り

アの刈取り起点（以下「A点」という。）から同一方向に2メートル間畦長を測定して、その2メートルに位置する点（以下「B点」という。）を定め、B点に基づき、次により刈取り畦長を決定し、当該畦長内の株を刈り取るものとする。

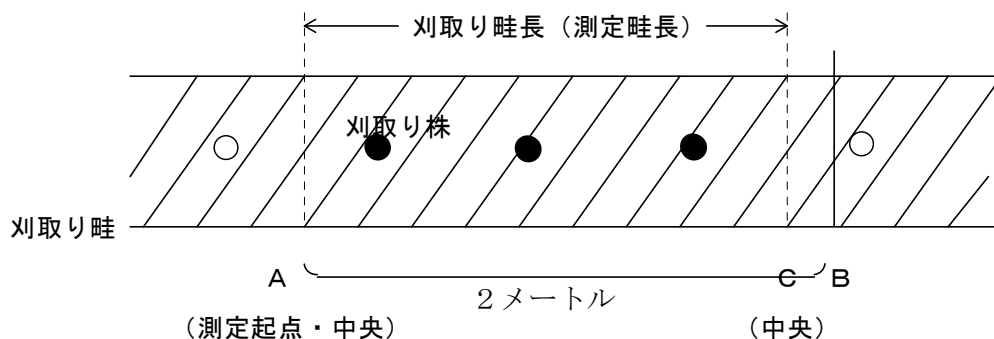
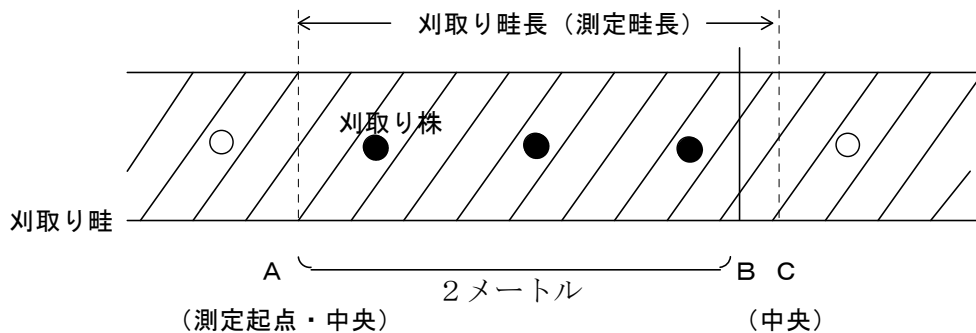
ただし、同一方向において刈取り畦長が不足するときは、A点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）するものとする。

(ア) B点が株間の中央にある場合

A点からB点までの間の株を全部刈り取るものとする。刈取り畦長はそのAB間とする。

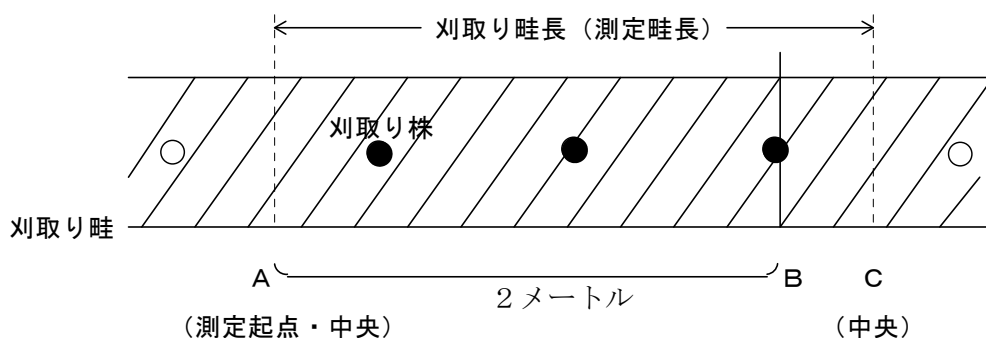
(イ) B点が株間の中央にない場合

A点からB点までの間の株を全部刈り取るものとする。刈取り畦長は次図に示すようにAC間とし、そのC点はB点の前後の株間の中央とする。



(ウ) B点が株の上に落ちた場合

A点からB点の落ちた株までの全部を刈り取るものとする。刈取り畦長は、次図に示すようにAC間とし、C点はB点とその次の株との中央とする。



ウ 畦幅及び刈取り畦長の測定

(ア) 畦幅の測定

第1刈取り畦及び第4刈取り畦を起点として、それぞれ同一方向に6畦間の距離を測定し、当該筆の平均畦幅を算定する。6畦間の距離は、第1刈取り畦及び

第4刈取り畦の中心からそれぞれ第6番目の畦の中心までの距離とする。

(イ) 刈取り畦長の測定

すべての刈取り箇所において、イで定めた刈取り畦長を測定し、当該筆の平均刈取り畦長を算定する。

エ さやのもぎ取り

刈取り後、現地でさやをもぎ取り、その重量（生さや重）をひょう量する。

オ 乾燥、脱粒及び調製

(ア) 生さやを十分乾燥した後、乾燥さや重をひょう量の上脱粒し、唐み等によりきょう雑物を除き、粗粒重をひょう量する。

(イ) (ア)によりひょう量した粗粒を第1の2から4までの基準に該当するもの（以下「上粒」という。）とそれ以外のもの（以下「くず粒」という。）とに区分し、上粒重及びくず粒重をひょう量する。

ただし、共済事故により被害粒及び未熟粒（以下「被害粒等」という。）が異常に認められる場合は、農産物規格規程第1第7号の（3）のハ又は第1第8号の（3）のハに規定する規格外の品位以上の品位に適合するもの（以下「規格外粒」という。）以外のものをくず粒とし、規格外粒重及びくず粒重をひょう量した後、規格外粒のうち上粒に該当するものを区分して上粒重をひょう量する。

この場合、必要に応じ、均分器で均分して、約300グラムを抽出し、その抽出した試料により上粒重、規格外粒重及びくず粒重を求めて差し支えない。

なお、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に臨時特例で定められた品位（大豆、小豆及びいんげんにおいて「特例品位」という。以下同じ。）が設けられた場合にあっては、規格外粒について、特例品位とそれ以外のものに分けて等級判定を行うものとする。

上粒と規格外粒とくず粒との判別については、必要に応じ、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては沖縄総合事務局）の指導を受けるものとする。

カ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^3)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均刈取り畦長}(\text{cm}) \times 6}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) すじまきの場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の選定は、（１）のアと同様の方法により行い、刈取り畦と対角線との交点を刈取りの起点とする。

イ 刈取り箇所の決定及び刈取り

アの刈取り起点から同一方向に２メートル間畦長を測定し、刈り取るものとする。

ウ 畦幅の測定

（１）のウの（ア）と同様の方法により行うものとする。

エ さやのもぎ取り、乾燥、脱粒及び調製

（１）のエ及びオと同様の方法により行うものとする。

オ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times 1,200(\text{cm})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第３位まで算定するものとし、小数点以下第４位を四捨五入する。

（３）うね落しの場合

ア 刈取りは２メートル間畦長の２区４箇所刈りとし、刈取り畦の選定、筆の区分、区分ごとの対角線の設定、刈取り起点の選定、刈取り畦長及び畦幅の測定、刈取り、さやのもぎ取り並びに乾燥、脱粒及び調製については（１）に準じて行うものとする。

イ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均刈取り畦長}(\text{cm}) \times 4}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第３位まで算定するものとし、小数点以下第４位を四捨五入する。

（４）支柱栽培で数株ごとに支柱を結束している場合

ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、（１）のアと同様の方法により行い、刈取り畦と対角線との交点を刈取りの起点とする。

イ 刈取り箇所の決定及び刈取り

アの刈取り起点から最も近い結束された支柱のすべてに係る株を刈り取るものとする。

ウ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、（１）のウの（ア）と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、刈取り箇所ごとに刈取りの起点から同一方向に向かって６株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、６株間の距離は、第１番目の株の中心から第６番目の株の中心までの距離とする。

エ さやのもぎ取り、乾燥、脱粒及び調製

（１）のエ及びオと同様の方法により行うものとする。

オ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^3)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times \text{総刈取り株数}(\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第３位まで算定するものとし、小数点以下第４位を四捨五入する。

（５）その他の場合

（１）、（２）、（３）及び（４）の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

２ ばれいしょ

（１）畦まきの場合

ア 掘取り箇所の選定及び掘取り

掘取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、１の（１）のアと同様の方法により行うものとする。

掘取りの起点は、先に選定した掘取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、掘取り株は、掘取り起点ごとに同一方向に向って５株とする。ただし、同一方向において掘取り株が不足するときは、掘取りの起点の反対方向に延長して所要の株数を掘り取るものとし、その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、掘取り株は欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、１の（１）のウの（ア）と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、掘取り箇所ごとに掘取りの起点から同一方向に向って６株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、６株間の距離は、第１番目の株の中心から第６番目の株の中心までの距離とする。

ウ 掘取りいものひょう量

掘取り後、掘取り箇所、いもに付着している土砂等を取り除き、掘り取ったいもの重量（以下「いも重」という。）をひょう量し、次いで、第1の1の（1）、（2）、（3）又は（4）の基準に該当するもの（以下「上いも」という。）とそれ以外のもの（以下「くずいも」という。）とに区分し、上いも重及びくずいも重をひょう量する。

この場合、通常の収穫適期以前に掘り取られる早掘りばれいしょについては、その地域の早掘りばれいしょとして市場等において取引に供し得る規格に該当するものを上いもとする。

また、種子用のばれいしょが共済事故により第1の1の（3）の基準に該当しないこととなった場合は、でん粉加工用に向けられるものであるか、食品加工用に向けられるものであるか又は食用に向けられるものであるかを聴取り等により調査し、その重量を把握しておくものとする。

なお、共済事故以外の事由により種子用以外に向けられる場合は、種子用としての収穫があったものとして評価を行うものとする。

天候、土質等によってひょう量したばれいしょに、土砂が付着している場合には、別表2の「ばれいしょの土砂引き率」により、いも重を修正する。

エ 単当収量換算係数

掘取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^3)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 30 (\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

（2）横がん木栽培の場合

ア がん木床を畦まきの場合の畦とみて、まず任意系統的にがん木床を4つ選定する。次に調査筆に対角線を引き、その対角線と先に選定したがん木床との交点が最も中央に近い条を掘取り条として選定し、その選定した条の株数を数え、当該条の株を全部掘り取るものとする。

イ がん木床幅の測定

がん木床幅の測定は、アにより選定したがん木床のうち第1及び第3のがん木床について行い、当該筆の平均がん木床幅を算定する。がん木床幅は、当該がん木床の両側の通路の中央との間の距離とする。

ウ 条幅の測定

条幅の測定は、1の（1）のウの（ア）に準じて行うものとし、アにおいて調

査対象となったがん木床の掘取り条から同一方向に向って6条間の距離を測定し、当該筆の平均条幅を算定する。

エ 掘取りいものひょう量

(1)のウと同様の方法により行うものとする。

オ 単当収量換算係数

掘取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{\text{平均がん木床幅}(\text{cm}) \times \text{平均条幅}(\text{cm}) \times 4}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(3) その他の場合

(1)及び(2)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

3 茶

茶の実測調査は、次の方法により行う。

ただし、当該抜取調査筆の収穫期における組合員等の刈取り又は摘み取り（以下3において「刈取り」という。）による収穫量の全量を損害評価員等の現地立会い確認の方法により正確に把握することができる場合には、当該現地立会い確認等の方法による調査をもって、実測調査に代えることができるものとする。

なお、この場合における当該抜取調査筆の単当収量は、刈取りによる収穫量の全量を当該抜取調査筆に係る引受面積で除して算定する。

(1) 畦仕立の場合

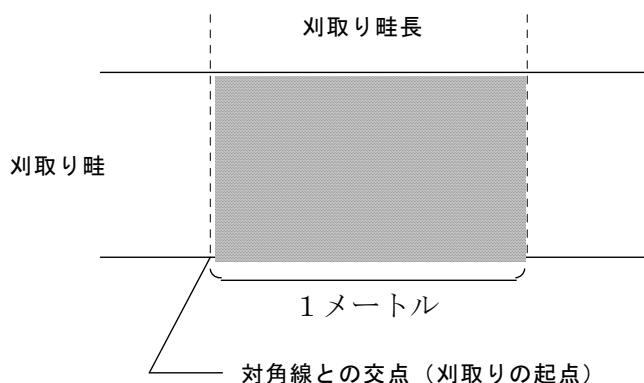
ア 刈取り畦及び刈取り起点の選定

1の(1)のアの方法に準じて行う。

イ 刈取り箇所決定及び刈取り

アの刈取り起点から同一方向に1メートル間畦長を測定し、刈取りを行うものとする。

ただし、同一方向において刈取り畦長が不足するときは、刈取り起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）するものとする。



ウ 畦幅の測定

第1刈取り畦及び第4刈取り畦を起点として、それぞれ同一方向に6畦間の距離を測定し、当該筆の平均畦幅を算定する。6畦間の距離は、第1刈取り畦及び第4刈取り畦の中心からそれぞれ第6番目の畦の中心までの距離とする。

エ 生葉のひょう量

刈取り後、生葉の重量（以下「生葉重」という。）をひょう量する。

なお、刈取りが通常の収穫適期以前に行われた場合は、刈取り日から収穫適期までの日数を勘案し、別表4「早期収穫収量換算係数」を適用して生葉重を修正する。

オ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{c m}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times 600(\text{cm})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

カ 実測調査による単当収量の算定

実測調査による単当収量は、抜取調査筆ごとに、次の算式により算定する。

単当収量＝当該抜取調査筆の生葉重×当該抜取調査筆に係る単当収量換算係数

(2) その他の仕立方法の場合

(1)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

4 スイートコーン

(1) 畦まきの場合

ア 刈取り箇所を選定及び刈取り

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の(1)のAと同様の方法により行うものとする。

刈取りの起点は、先に選定した刈取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、刈取り株は、刈取り起点ごとに同一方向に向って10株とする。ただし、同一方向において刈取り株が不足するときは、刈取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を刈り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、刈取り株は、欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の(1)のウの(ア)と同様の方法により行うものとする。

株間の測定は、刈取り箇所ごとに刈取りの起点から同一方向に向って11株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、11株間の距離は、第1番目の株の中心から第11番目の株の中心までの距離とする。

ウ 刈取りスイートコーンのひょう量

刈取り後、刈取り箇所で、刈り取ったスイートコーンの重量（以下「スイートコーン重」という。）をひょう量し、次いで、第1の8の(1)又は(2)の基準に該当するもの（以下「上スイートコーン」という。）とそれ以外のもの（以下「くずスイートコーン」という。）とに区分し、上スイートコーン重及びくずスイートコーン重をひょう量する。

エ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{c m}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 60 (\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

(2) その他の場合

(1)の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

5 たまねぎ

(1) 畦まきの場合

ア 掘取り箇所を選定及び掘取り

掘取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の(1)のAと同様の方法により行うものとする。

掘取りの起点は、先に選定した掘取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、掘取り株は、掘取り起点ごとに同一方向に向って20株とする。ただし、同一方向において掘取り株が不足するときは、掘取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を掘り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、掘取り株は、欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の（1）のウの（ア）と同様の方法により行うものとする。株間の測定は、掘取り箇所ごとに掘取りの起点から同一方向に向って21株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、21株間の距離は、第1番目の株の中心から第21番目の株の中心までの距離とする。

ウ 掘取りたまねぎのひょう量

掘取り後、掘取り箇所で、掘り取ったたまねぎの重量（以下「たまねぎ重」という。）をひょう量し、次いで、第1の9の基準に該当するもの（以下「上たまねぎ」という。）とそれ以外のもの（以下「くずたまねぎ」という。）とに区分し、上たまねぎ重及びくずたまねぎ重をひょう量するとともに、くずたまねぎのうち食品加工用に向けられるものの重量をひょう量する。

エ 単当収量換算係数

掘取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{c m}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 120 (\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

（2）その他の場合

（1）の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

6 かぼちゃ

（1）畦まきの場合

ア 刈取り箇所の選定及び刈取り

刈取り畦の選定、筆の区分及び区分ごとの対角線の設定は、1の（1）のアと同様の方法により行うものとする。

刈取りの起点は、先に選定した刈取り畦と対角線との交点に最も近い株とし、刈取り株は、刈取り起点ごとに同一方向に向って5株とする。ただし、同一方向

において刈取り株が不足するときは、刈取りの起点の反対方向に延長（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）して所要の株数を刈り取るものとする。

なお、欠株があった場合は、その株があったものとして取り扱うものとする（したがって、刈取り株は、欠株数だけ少なくなる。）。

イ 畦幅及び株間の測定

畦幅の測定は、1の（1）のウの（ア）と同様の方法により行うものとする。

株間の測定は、刈取り箇所ごとに刈取りの起点から同一方向に向って6株間の距離を測定し、当該筆の平均株間を算定する。この場合において、6株間の距離は、第1番目の株の中心から第6番目の株の中心までの距離とする。

ウ 刈取りかぼちやのひょう量

刈取り後、刈取り箇所で、刈り取ったかぼちやの重量（以下「かぼちや重」という。）をひょう量し、次いで、第1の10の基準に該当するもの（以下「上かぼちや」という。）とそれ以外のもの（以下「くずかぼちや」という。）とに区分し、上かぼちや重及びくずかぼちや重をひょう量するとともに、くずかぼちやのうち食品加工用に向けられるものの重量をひょう量する。

エ 単当収量換算係数

刈取り収量から単当収量を換算するための係数は、次の算式により算定する。

$$\text{単当収量換算係数} = \frac{10,000,000(\text{c m}^2)}{\text{平均畦幅}(\text{cm}) \times \text{平均株間}(\text{cm}) \times 30 (\text{株})}$$

単当収量換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

（2）その他の場合

（1）の調査方法を参考として、当該抜取調査筆の栽培実態にあった方法により調査を行うものとする。この場合、実測精度に十分留意して行うものとし、必要に応じ、地方農政局統計部等の指導を受けるものとする。

第5 都道府県連合会又は特定組合等の抜取調査成績の取りまとめ

都道府県連合会又は特定組合等の抜取調査成績は、次の項目につき、抜取調査筆ごとに取りまとめるものとする。

1 大豆、小豆及びいんげん

調 査 項 目		説 明
刈 及 取 び り 乾	①生さや重（g）	刈取り後、現地においてさやをもぎ取り、ひょう量する。
	②乾燥さや重（g）	生さやを十分乾燥した後、ひょう量する。

乾燥	③乾燥歩留（％）	$\frac{②}{①} \times 100$
調製及び単当収量の決定	④粗粒重（g）	脱粒し、きょう雑物を除き、ひょう量する。
	⑤規格外粒重（g）	規格外粒重をひょう量する（被害粒等が異常に認められる場合に限る。）。
	⑥上粒重（g）	上粒重をひょう量する。
	⑦くず粒重（g）	くず粒重をひょう量する。
	⑧唐み選歩留（％）	$\frac{④}{②} \times 100$
	⑨等級判定	農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として同規程に特例品位が設けられた場合にあっては、⑤の規格外粒について、特例品位とそれ以外のものに分けて等級判定を行う。
	⑩修正規格外粒重（g）	⑤×規格外換算係数
	⑪修正上粒重（g）	⑥又は⑩のいずれか多い方の数量
	⑫単当収量（kg）	⑪×単当収量換算係数

（１）規格外換算係数の設定

都道府県連合会又は特定組合等は、都道府県と協議の上、規格外換算係を次の方法により算定し、経営局長に報告するものとする（様式４号の１及び２）。また、都道府県連合会は、規格外換算係数及びその係数を用いて組合員等別の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

ア 規格外換算係数の調査地域として、大豆、小豆又はいんげんの主要品目が栽培されており、かつ、出荷団体等の集出荷資料が整備されている５以上の地域（当該地域が５未満である場合は、全ての地域）を選定する。

イ 調査地域の最近３か年の出荷団体等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）に基づき様式４号の１により調査し、次の算式により規格外換算係数を算定する（様式４号の２）。

等級別、年次別の単位当たり価格（円）＝

$$\frac{\text{○年の等級別の出荷団体等買入総金額（円）}}{\text{○年の等級別の出荷団体等買入総数量（kg 又は俵）}}$$

$$\text{等級別の単位当たり価格平均値（円）} = \frac{\text{等級別、年次別の単位当たり価格の3か年合計（円）}}{3 \text{（年）}}$$

$$\text{規格外換算係数} = \frac{\text{規格外の単位当たり価格平均値（円）}}{\text{特定加工用大豆又は3等の単位当たり価格平均値（円）}}$$

ウ イの規定にかかわらず、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として同規程に特例品位が設けられた場合の規格外換算係数の算定については、調査地域の最近における3か年の出荷団体等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）に基づき様式4号の1により調査し、イの算式に準じて、規格外粒のうち特例品位のものに対応する規格外換算係数及びそれ以外のものに対応する規格外換算係数を算定するものとする（様式4号の2）。

エ 規格外換算係数は、通常、2年ごとに設定するものとする。

（2）被害粒等が異常に認められた耕地がある場合の連合会当初評価高又は特定組合等当初評価高の報告

都道府県連合会又は特定組合等は、損害評価要綱第1章第5節第2の4の（2）の連合会当初評価高又は損害評価要綱第1章第5節第2の3の（2）の特定組合等当初評価高の報告に併せて次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

（ア）都道府県連合会にあってはその組合員たる組合等ごとに、特定組合等にあっては損害評価地区ごとに、共済金支払対象組合員等のうち被害粒等が異常に認められた耕地があった組合員等数

（イ）共済金支払対象組合員等の被害粒等が異常に認められた耕地の引受面積の合計

2 ばれいしょ

（1）でん粉加工用、食品加工用及び食用

調 査 項 目		説 明
掘 取単 り当 及収 び量 の 決	①い も 重（g）	掘取り後、掘取り箇所ではひょう量する。
	②上 い も 重（g）	上いもをひょう量する。
	③く ず い も 重（g）	くずいもをひょう量する。
	④土 砂 引 き 率（%）	土砂の付着程度に応じて別表2により決定する。
	単 ⑤ でん 粉 加 工 用 当 （kg）	（②－②×④）×単当収量換算係数
決	収 ⑥ 食 品 加 工 用 （kg）	（②－②×④）×単当収量換算係数

定	量	食	⑦普通掘り (kg)	$(② - ② \times ④) \times \text{単当収量換算係数}$
			⑧早掘り (kg)	$(② - ② \times ④) \times \text{別表 3 の早掘り収量換算係数} \times \text{単当収量換算係数}$

(2) 種子用

調 査 項 目			説 明
掘 取 り 及 び 単 当 収 量 の 決 定	①い も 重 (g)		掘取り後、掘取り箇所ではひょう量する。
	②上 い も 重 (g)		上いもをひょう量する（共済事故以外の原因により種子用以外に向けられるいも重を含む。）。
	③くずいも重 (g)		くずいもをひょう量する。
	③ の う ち の 決 定	でん粉加工用に向けられるいも重 (g)	でん粉加工用に向けられるいもをひょう量する。
		食品加工用に向けられるいも重 (g)	食品加工用に向けられるいもをひょう量する。
		食用に向けられるいも重 (g)	食用に向けられるいもをひょう量する。
	⑦土砂引き率 (%)		土砂の付着程度に応じて別表 2 により決定する。
	⑧単 当 収 量 (kg)		$\{ (② + ④ \times \text{種子換算係数} + ⑤ \times \text{種子換算係数} + ⑥ \times \text{種子換算係数}) - (② + ④ \times \text{種子換算係数} + ⑤ \times \text{種子換算係数} + ⑥ \times \text{種子換算係数}) \times ⑦ \} \times \text{単当収量換算係数}$

ア 種子換算係数の設定

種子換算係数は、都道府県連合会又は特定組合等が、毎年、次の方法により設定する。また、都道府県連合会は、種子換算係数及びその係数を用いて組合員等別の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

でん粉加工用に向け

られるものに適用する種子換算係数（規則第144条第1項の単位当たり共済金額定める地域（以下「地域」という。）ごとに算定する。）

農林水産大臣が、規則第144条第1項の規定に基づき、
でん粉加工用ばれいしょについて定めた単位当たりの共済金額の最高額

農林水産大臣が、規則第144条第1項の規定に基づき、
種子用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額

食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数（地域ごとに算定する。）	＝	農林水産大臣が、規則第144条第1項の規定に基づき、 食品加工用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額
		農林水産大臣が、規則第144条第1項の規定に基づき、 種子用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額

食用に向けられるものに適用する種子換算係数（地域ごとに算定する。）	＝	農林水産大臣が、規則第144条第1項の規定に基づき、 食用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額
		農林水産大臣が、規則第144条第1項の規定に基づき、 種子用ばれいしょについて定めた単位当たり共済金額の最高額

種子換算係数は、小数点以下第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

イ 種子換算係数を適用する組合等の単当修正量の算定

種子換算係数を適用する組合等の単当修正量は、損害評価要綱第2章第4節第2の1に定める方法により算定するが、この算定に用いる抜取調査筆の単当収量は、次の算式により修正したものをを用いる。

抜取調査筆の単当収量（修正値）＝当該抜取調査筆の種子用に向けられるものの単当収量＋当該抜取調査筆のでん粉加工用に向けられるものの単当収量×でん粉加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該抜取調査筆の食品加工用に向けられるものの単当収量×食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該抜取調査筆の食用に向けられるものの単当収量×食用に向けられるものに適用する種子換算係数

ウ 種子換算係数を適用した場合の連合会当初評価高又は特定組合等当初評価高の報告

都道府県連合会又は特定組合等は損害評価要綱第1章第5節第2の4の（2）又は3の（2）の当初評価高報告に併せて次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

- (ア) 都道府県連合会にあっては組合等ごとに、特定組合等にあっては損害評価地区ごとに、共済金支払対象組合員等のうち種子換算係数が適用された組合員等数、当該組合員等の種子換算係数が適用された被害耕地の引受面積の合計及び当該耕地に適用された種子換算係数の平均値（種子換算係数が適用された耕地の引受面積を重みとする平均値）
- (イ) 都道府県連合会にあっては抜取調査筆ごとの、連合会抜取調査において適用された種子換算係数と全筆調査において適用された種子換算係数及びその組合等ごとの平均値
- (ウ) 特定組合等にあっては抜取調査筆ごとの、特定組合等抜取調査において適用された種子換算係数と全筆調査において適用された種子換算係数及び損害評価地区ごとの平均値

3 スイートコーン

調 査 項 目		説 明
刈 取 単 り 当 及 収 び 量 の 決 定	①スイートコーン重（g）	刈取り後、刈取り箇所をひょう量する。
	②上スイートコーン重（g）	上スイートコーンをひょう量する。
	③くずスイートコーン重（g）	くずスイートコーンをひょう量する。
	④食品加工用	②×単当収量換算係数
	⑤食 用	②×単当収量換算係数

4 たまねぎ

調 査 項 目		説 明
掘 取 り 収 及 量 び の 単 決 定	①たまねぎ重（g）	掘取り後、掘取り箇所をひょう量する。
	②上たまねぎ重（g）	上たまねぎをひょう量する。
	③くずたまねぎ重（g）	くずたまねぎをひょう量する。
	④③のうち食品加工用に向けられるたまねぎ重（g）	食品加工用に向けられるたまねぎをひょう量する。
	⑤単当収量（kg）	（②＋（④×食用換算係数））×単当収量換算係数

（１）食用換算係数の設定

都道府県連合会又は特定組合等は、食用換算係数を次の方法により算定し、都道府県と協議の上定め、経営局長に報告するものとする（様式４号の３及び４）。ま

た、都道府県連合会は、食用換算係数及びその係数を用いて組合員等別の共済減収量を算定する方法について、その組合員たる組合等を指導するものとする。

ア 食用換算係数の調査地域として、たまねぎの主要品目が栽培されており、かつ、出荷団体等の集出荷資料が整備されている 5 以上の地域（当該地域が 5 未満の場合は、全ての地域）を選定する。

イ 最近 3 か年の出荷団体等の集出荷資料（畑作物共済へ未加入の者の分を含む。）に基づき様式 4 号の 3 により調査し、次の算式により食用換算係数を算定する（様式 4 号の 4）。

食品加工用又は食用の別、年次別の単位当たり価格（円）＝

$$\frac{\text{○年の食品加工用又は食用の別の出荷団体等買入総金額（円）}}{\text{○年の食品加工用又は食用の別の出荷団体等買入総数量（kg）}}$$

食品加工用又は食用の単位当たり価格平均値＝

$$\frac{\text{年次別の単位当たり価格の 3 か年合計(円)}}{3 \text{（年）}}$$

$$\text{食用換算係数} = \frac{\text{食品加工用たまねぎの単位当たり価格平均値(円)}}{\text{食用たまねぎの単位当たり価格平均値(円)}}$$

ウ 食用換算係数は、通常、2 年ごとに設定するものとする。

（2）食用換算係数を適用する組合等の単当修正量の算定

食用換算係数を適用する組合等の単当修正量は、損害評価要綱第 2 章第 4 節第 2 の 1 に定める方法により算定するが、この算定に用いる抜取調査筆の単当収量は、次の算定により修正したものを用いる。

$$\begin{aligned} \text{抜取調査筆の単当収量（修正値）} &= \text{当該抜取調査筆の食用に向けられるものの単当収量} + \\ &\quad \text{当該抜取調査筆の食品加工用に向けられるものの単当} \\ &\quad \text{収量} \times \text{食用換算係数} \end{aligned}$$

（3）食用換算係数を適用した場合の連合会当初評価高又は特定組合等当初評価高の報告

都道府県連合会又は特定組合等は損害評価要綱第 1 章第 5 節第 2 の 4 の（2）又は 3 の（2）の当初評価高報告に併せて、都道府県連合会にあっては組合等ごと、特定組合等にあっては損害評価地区ごとに、次の事項を取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

- (ア) 共済金支払対象組合員等のうち食用換算係数が適用された組合員等数
 (イ) 共済金支払対象組合員等の食用換算係数が適用された被害耕地の引受面積の合計

5 かぼちゃ

調 査 項 目		説 明
刈 取 り 収 及 量 の 単 決 当 定	①かぼちゃ重 (g)	刈取り後、刈取り箇所をひょう量する。
	②上かぼちゃ重 (g)	上かぼちゃをひょう量する。
	③くずかぼちゃ重 (g)	くずかぼちゃをひょう量する。
	④③のうち食品加工用に向けられるかぼちゃ重 (g)	食品加工用に向けられるかぼちゃをひょう量する。
	⑤単当収量 (kg)	(②+ (④×食用換算係数)) × 単当収量換算係数

4の(1)から(3)までに準ずる。

第6 大豆、小豆及びいんげんに被害粒等が異常に認められる場合の組合等の損害評価

大豆、小豆及びいんげんに共済事故により被害粒等が異常に認められる場合における組合等が行う損害評価の方法は次のとおりとする。

1 被害の通知

- (1) 組合等は、組合員等に対し、共済事故により被害粒等が異常に認められるときは、損害評価要綱第1章第5節第1の(1)又は第2の1に定めるところにより被害の通知をさせるものとする。
- (2) 組合員等から被害の通知のあったときは、特定組合等以外の組合等にあつては、都道府県連合会に対し損害評価要綱第1章第5節第1の(2)又は第2の2に定めるところにより都道府県連合会に対し、特定組合等にあつては損害評価要綱第1章第5節第1の(3)又は第2の3に定めるところにより経営局長に対し、被害の通知をするものとする。

2 現地評価

- (1) 検見又は実測の方法により現地評価をした場合

ア 組合等は、被害の通知があった組合員等の被害耕地ごとに、損害評価要綱第2章第3節第1に定めるところにより現地評価を実施するとともに、等級判定を行い、農産物規格規程に規定する規格外の品位以上の単当収量（以下「規格外単当収量」という。）及び3等（大豆にあつては、特定加工用大豆）の品位以上のものの単当収量（以下第6において「当初単当収量」という。）を把握する。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合にあっては、規格外単当収量を把握するとともに、検見により規格外粒を特例品位に該当するもの又はそれ以外のものに区分して等級判定を行うものとする。この場合、損害評価野帳に耕地ごとの等級判定の結果を記録しておくものとする。

イ 組合等は、規格外単当収量に規格外換算係数を乗じて得た数量と当初単当収量とを比較しいずれか多い方の数量をもって当該耕地の単当収量とする。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合の規格外換算係数の適用については、等級判定結果に基づき規格外単当収量に当該等級に対応する規格外換算係数を乗じて得た数量と当初単当収量を比較し、いずれか多い方の数量をもって当該耕地の単当収量とする。

(2) 小豆及びいんげんについて、出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査により現地評価をした場合

ア 出荷団体等ごとに、当該年産に適用する価格を用いて、次の算式により規格外換算係数を算定する。

規格外換算係数＝特例品位又は規格外の単位当たり価格（円）／3等に相当する品位の単位当たり価格（円）

イ 組合等は、被害の通知があった組合員等ごとに、損害評価要綱第2章第3節第1に定めるところにより現地評価を実施するとともに、出荷団体等の集出荷資料等に基づき、農産物規格規程に規定する規格外に相当する品位以上の収穫量（以下「規格外収穫量」という。）及び3等に相当する品位以上のものの収穫量を把握する。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合にあっては、規格外収穫量を把握するとともに、特例品位に該当する収穫量を把握するものとする。

ウ 組合等は、3等に相当する品位以上のものの収穫量に、規格外収穫量にアの規格外換算係数を乗じて得た数量を加えて得た収穫量をもって当該組合員等の収穫量とする。

なお、農産物検査法第11条第1項の規定に基づき、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合の規格外換算係数の適用については、当該等級に対応する規格外換算係数を用いることとする。

3 損害評価高の取りまとめ

組合等は、損害評価要綱第2章第4節第1の1の（１）、（２）又は（５）に定めるところにより、共済減収量を算定する。

4 組合等の当初評価高の報告

(1) 特定組合等以外の組合等は、組合等当初評価高の報告に併せて共済金支払対象組合員等について、次の事項を取りまとめ、都道府県連合会に報告するものとする。

ア 被害粒等が異常に認められた組合員等数

イ 被害粒等が異常に認められた耕地（全相殺方式にあつては組合員等）の引受面積の合計

(2) 特定組合等は、特定組合等当初評価高の報告を第5の1の(2)により行うものとする。

第7 種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる場合の組合等の損害評価

種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる場合における組合等が行う損害評価の方法は次のとおりとする。

1 被害の通知

(1) 組合等は、組合員等に対し、種子用ばれいしょが共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害を受けたと認められるときは、損害評価要綱第1章第5節第1の(1)又は第2の1に定めるところにより被害の通知をさせるものとする。

(2) 組合等は、組合員等から被害の通知があつたときは、特定組合等以外の組合等にあつては損害評価要綱第1章第5節第1の(2)又は第2の2に定めるところにより都道府県連合会に対し、特定組合等にあつては損害評価要綱第1章第5節第1の(3)又は第2の3に定めるところにより経営局長に対し、被害の通知をするものとする。

2 現地評価

組合等は、被害の通知があつた組合員等ごとに、損害評価要綱第2章第3節第1に定めるところにより現地評価を実施し、種子用（共済事故以外の原因により種子用以外に向けられるものを含む。）、でん粉加工用、食品加工用、食用の別に、その単当収量（以下第7において「当初単当収量」という。）又は収穫量（以下「当初収穫量」という。）を把握する。

3 損害評価高の取りまとめ

組合等は、次により共済減収量を算定するものとする。

(1) 検見又は実測の方法により現地評価をした場合

損害評価要綱第2章第4節第1の1の(1)に定めるところにより次の算式により修正した単当収量を用いて共済減収量を算定する。

全筆調査（耕地ごと）の単当収量（修正値）
 = 当該全筆調査筆の種子用に向けられるものの当初単当収量＋当該全筆調査筆のでん粉加工用に向けられるものの当初単当収量×でん粉加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該全筆調査筆の食品加工用に向けられるものの当初単当収量×食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該全筆調査筆の食用に向けられるものの当初単当収量×食用に向けられるものに適用する種子換算係数

（２）出荷数量等調査又は青色申告書等調査により現地評価をした場合

損害評価要綱第２章第４節第１の１の（１）に定めるところにより、次の算式により修正した出荷数量等を用いて共済減収量を算定する。

組合員等の収穫量（修正値）
 = 当該組合員等の種子用に向けられるものの当初収穫量＋当該組合員等のでん粉加工用に向けられるものの当初収穫量×でん粉加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該組合員等の食品加工用に向けられるものの当初収穫量×食品加工用に向けられるものに適用する種子換算係数＋当該組合員等の食用に向けられるものの当初収穫量×食用に向けられるものに適用する種子換算係数

４ 組合等の当初評価高の報告

（１）特定組合等以外の組合等にあつては、組合等当初評価高に併せて共済金支払対象組合員等について、次の事項を取りまとめ、都道府県連合会に報告するものとする。

- ① 共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害のあった組合員等数
- ② 共済事故により種子用以外の用途に向けられた耕地の引受面積の合計
- ③ 共済事故により種子用以外の用途に向けられる被害があった耕地に適用された種子換算係数の平均値（種子換算係数が適用された耕地の種子用、でん粉加工用、食品加工用、食用の別の収量を重みとする平均値とする。）

（２）特定組合等にあつては、特定組合等当初評価高の報告を第５の２の（２）のウにより行うものとする。

第８ 組合等の行う検見調査及び実測調査の指導基準

損害評価要綱第２章第３節第１の２の（１）のアに基づき、都道府県及び都道府県連合会が指導する組合等の検見調査及び実測調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合等の検見調査及び実測調査の方法は、次の事項を基準として定めるものとする。ただし、大豆、小豆、いんげん及び茶の検見調査において、次に示す基準以外の方法

により耕地ごとの単当収量を適正に把握することができる場合は、その方法により行っても差し支えない。

1 検見調査の方法

(1) 耕地ごとの検見標本株（畦）数は、5 株（茶は 3 畦）を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて標本株（畦）数を増加させる。

(2) 検見標本株（畦）は、生育又は被害状況の中庸なものから抽出する。

ただし、生育又は被害の状況等に著しい差異がある場合には、当該耕地を区分し、その区分ごとに検見標本株（畦）を抽出する。この場合、区分ごとの検見標本件数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況の中庸なものから抽出する。

(3) 大豆、小豆及びいんげんの検見調査は、さや数及びさや内の穀実の収量を検見することにより行う。

半相殺方式の茶の検見調査は、一定畦長間（例えば、1 メートル畦長間）を単位とし、その箇所ごとに、当該園地に係る本年の収穫期に収穫が見込まれる数量を検見することにより行う。

ばれいしょの検見調査は、掘取りを行い、個数及びいも重を検見又はひょう量することにより行う。

スイートコーンの検見調査は、刈取りを行い、個数及びスイートコーン重を検見又はひょう量することにより行う。

たまねぎの検見調査は、掘取りを行い、個数及びたまねぎ重を検見又はひょう量することにより行う。

かぼちゃの検見調査は、刈取りを行い、個数及びかぼちゃ重を検見又はひょう量することにより行う。

(4) (3) の検見調査結果から当該耕地の 1 株当たり（茶は畦当たり）の平均収量を推定し、当該耕地の単当収量を把握する。

種子用ばれいしょで、共済事故によりでん粉加工用、食品加工用又は食用に向けられるものがある場合は、その別の収量を把握する。

(5) 食用に向けられるばれいしょについて早掘りを行う場合にあっては、現地調査時から通常の収穫適期までの日数に応じて別表 3 の早掘り収量換算係数を使用して単当収量の補正を行うものとする。

(6) 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

2 実測調査の方法

(1) 耕地ごとの実測標本株（畦）数は、10 株（茶については 3 畦）を標準とし、栽培

面積、被害状況等に応じて標本株（畦）数を増加させる。

（２）実測標本株（畦）は、次により抽出する。

ア 茶以外の農作物

（ア）（１）の実測標本株数に相当する数の畦を等間隔に選定し、標本株の抽出畦とする。

（イ）当該耕地に対角線を引き、その対角線と標本抽出畦との交点に最も近い株を実測標本株とする。

イ 茶

（ア）生育又は被害の状況等に著しい差異がある場合には、当該園地を区分し、その区分ごとに刈取り畦を抽出する。この場合、区分ごとの刈取り畦数は、各区分ごとの栽培面積に応じて比例配分し、区分ごとの生育又は被害状況等の中庸なものから抽出する。

（イ）茶の刈取り箇所は、刈取り畦内の生育又は被害状況等の中庸な一定畦長間（原則として１メートル畦長間とする。）を単位とし、その箇所ごとに、収穫期に刈り取り、その刈り取った生葉重をひょう量する。

（３）実測標本株（畦）の刈取り又は掘取り及び単当収量の算定方法は、連合会抜取調査又は特定組合等抜取調査に準ずる。

（４）肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

第３章 蚕繭に係る畑作物共済の現地評価

第１ 収繭量とする繭の基準

損害評価において収繭量とする繭の基準は、上繭とする。

第２ 蚕児並びに桑葉の病害及び虫害

蚕児並びに桑葉の病害及び虫害は、共済責任期間中に発生したものは、全て共済事故として取り扱うものであるが、次の蚕児及び桑葉の病害についてはそれぞれ当該各号に適合する場合にのみ共済事故として取り扱う。

なお、この場合において、加害者が判明している場合には、原則として不可避的として取り扱わない。

１ 蚕児のたばこの中毒症

たばこの有害物が桑葉に附着しており、これを蚕児が食桑したときに生じるものをいい、不可避的に発生した場合に限る。

２ 蚕児の薬害による生理病

薬剤が桑葉に附着しており、これを蚕児が食桑したときに生じる中毒症等の生理病をいい、農作物等の病虫害防除のため散布した薬剤が不可避免的に桑葉に附着したために生じる場合に限る。

3 桑葉の芽枯病

桑葉が不可避免的に傷を受け、被害発生に至った減収に限る。

第3 桑葉の被害減収推定尺度

桑葉の災害別の減収推定尺度は、次に掲げるとおりである。

桑葉の被害に係る損害評価（損害評価要綱第3章第1節）においては、この減収推定尺度を利用することを原則とする。ただし、被害の発生態様からみて、それを適用することが著しく適正を欠くこととなるときは、行政機関、研究機関等と連絡の上、この減収推定尺度を補正して利用する。

調査にあたっては、次の事項に注意する。

(1) 検見眼の統一

調査直前に数種類の開葉期及び損傷程度の圃場を選定し、その圃場ごとの開葉期及び損傷程度の検見眼を統一する。

ア まず圃場を概観して、その開葉期と損傷程度を判定する。

イ 任意抽出の方法により抽出した10から15株までについて、開葉期と損傷程度を調査する。圃場において任意抽出するには、圃場の最長対角線上又はその両側に位置する桑樹から任意又は系統抽出する。

ウ アとイの結果を比較し、各人のアの判定の適否を確かめる。

(2) 統一された検見眼により、圃場ごとに判定する。なお、調査の中途において度々(1)の方法により検見眼を再統一する。

1 凍霜害

(1) 凍霜害減収推定尺度

生育相 損傷 程度 桑葉 減収率	脱 苞 期	燕 口 期 第1開葉期	第2開葉期 第3開葉期	第4開葉期 第6開葉期	第7開葉期 以後
10%未満	生長点凍死 7割未満	生長点凍死 3割未満	葉身凍死 5割未満	葉身凍死 3割未満	凍霜害がない場合 そのまま減収率と
10～30%	生長点凍死 7割以上 (-1.5℃)	生長点凍死 3～7割 (0.0℃)	生長点凍死 3～5割 (-1.0℃)	葉身凍死 3割以上 (0.0℃)	
	副芽鱗芽	生長点凍死	生長点凍死	生長点凍死	

30～50%	1 部凍死 (-2.0℃)	7 割以上 (-1.0℃)	5 割以上 (-1.5℃)	5 割前後 (-1.5℃)	の 可 給 桑 量 の 損 傷 程 度 を す る
50～70%	休眠芽 1 部 凍 死 (-2.5℃)	副芽鱗芽凍死 5 割前後 (-1.5℃)	副 芽 鱗 芽 1 部凍死 (-2.0℃)	生長点凍死 7 割以上 (-2.0℃)	
70～90%	休眠芽凍死 5 割前後	副芽鱗芽凍死 10 割	副芽鱗芽凍死 5 割以上 (-2.5℃)	副芽鱗芽凍死 5 割前後 (-2.5℃)	
90%以上	休 眠 芽 ほとん ど 凍 死	休眠芽凍死 5 割前後	休眠芽凍死 5 割前後	休 眠 芽 1 部凍死	

(注) 1 生育相は、圃場又は桑園団地ごとに、最長枝条の上方から条長の 1/3 の点にある新梢の平均値をとる。

2 生長点凍死とは主芽又は新梢の生長点凍死をいう。

3 減収率90%以上の被害は実際にはほとんど発生しない。

4 () 内は百葉箱温度を示す。

ア 用語の統一

(ア) 葉身の凍死

葉面積の半分以上黒変した葉を凍死したものとする。

(イ) 主芽の生長点凍死

生長点が生長を停止したものとする。

普通生長点をそのまま、又は縦断して見たとき黄変して生気を失ったものは生長を停止する。これは被害後 2 日目位から判定できるが、相当の訓練を積みなければならない。

脱苞期のものは被害数日後、主芽を指で押さえるか縦断したとき芽の中が空になっているものは凍死したものとみなすことができる。

(ウ) 副芽鱗芽の凍死

主芽又は新梢枝条の基部が黄変したときは副芽も生長しない。また、被害後数日を経過すれば凍死しないものは生長が早いためその判定は容易である。

(エ) 休眠芽の凍死

古条の表皮の内側（じん皮膚節管部）が生気を失った部分の休眠芽は生長しない。被害が甚だしいときは、凍死しない休眠芽はほとんど急激な生長を開始するため、被害後数日を経過すればその判定は容易である。

イ 減収率の判定方法

この尺度は、被害後桑樹が平均的気象条件のもとで通常に経過し収穫延期等の対策を行わない場合の減収率を示す。減収率の20%の幅のうちどこをとるかは、損傷程度の大小及び開葉期により決定する。

ウ 尺度適用に当たっての留意点

尺度の太線に特に注意する。上の太線は葉身凍死と生長点凍死の境界線を示す。しかし、実際には桑葉が70%以上凍死すれば生長点も若干凍死するのが普通である。したがって、第2開葉期から第3開葉期までにおいて葉身凍死70%生長点凍死1割の損傷程度のときは減収率10%と換算する。

下の太線は、生長点凍死と副芽鱗芽凍死の境界線を示す。この取り扱いも上記と同様である。

また、休眠芽が5割前後凍死する被害は実際にはほとんどない。

(2) 掃立延期による凍霜害減収率の回帰尺度

凍霜害により掃立期を延期した場合に、掃立期を延期しただけ桑葉の被害は減少（回復）するので掃立延期のあった場合は次の表の回復率により（1）の「減収推定尺度」で減収率（以下「当初減収率」という。）を決めたものを修正する。

掃立延期による被害減収率の減少（回復）
掃立延期日数1日当たり2%回復

使用方法

ア 掃立延期日数＝被害により延期した掃立予定日－当初掃立予定日

イ 修正減収率＝当初減収率×〔100－（2%×掃立延期日数）〕

（注）当初減収率は、当初掃立予定日（平年掃立期）に対する減少率である。

2 ひょう害

(1) ひょう害減収推定尺度（春蚕期）

被害発生時期 桑葉の減収率	掃立期	1～2令期	3令期	4～5令期
3割未満	新梢の落下及び挫折 4割未満	新梢の落下及び挫折 3割未満	新梢の落下及び挫折 2割未満	新梢の落下及び挫折 殆どなく落葉 3割未満
3割以上 5割未満	新梢の落下及び挫折 4～7割	新梢の落下及び挫折 3～6割	新梢の落下及び挫折 2～5割	新梢の落下及び挫折 4割未満
5割以上 7割未満	新梢の落下及び挫折 7～9割	新梢の落下及び挫折 6～8割	新梢の落下及び挫折 5～7割	新梢の落下及び挫折 4～6割
7割以上 9割未満	新梢の落下及び挫折 9割以上	新梢の落下及び挫折 8～9割	新梢の落下及び挫折 7～9割	新梢の落下及び挫折 6～8割
皆無 (9割以上)	————	新梢の落下及び挫折 9割以上で古 条の損傷甚だ しいもの	新梢の落下及び挫折 9割以上で古条 の損傷甚だしい もの	新梢の落下及び挫折 8割以上

(2) ひょう害減収推定尺度 (夏秋蚕)

(伸長……×割は最終生長条に対する歩合を示す。)

被害発生時期 桑葉の被害率	伸 長	伸 長	伸 長	伸 長	伸 長
	2 割未満	2 ～ 4 割	4 ～ 6 割	6 ～ 8 割	8 割以上
3 割未満	梢端の折損 9 割未満	梢端の折損 7 割未満	梢端の折損 5 割未満	梢端の折損 4 割未満	落葉 3 割未満
3 割以上 5 割未満	梢端の折損 9 割以上	梢端の折損 7 ～ 9 割	梢端の折損 5 ～ 8 割	梢端の折損 4 ～ 6 割	落葉 3 ～ 5 割
5 割以上 7 割未満	——	梢端の折損 9 割以上	梢端の折損 8 ～ 9 割	梢端の折損 6 ～ 8 割	落葉 5 ～ 6 割
7 割以上 9 割未満	——	——	梢端の折損 9 割以上	梢端の折損 8 ～ 9 割で 落葉 8 割内外	落葉 6 ～ 8 割
皆 無 (9 割以上)	——	——	——	梢端の折損 9 割以上	落葉 8 割以上

3 干害

干害減収推定尺度

(夏秋蚕専用桑及び春秋兼用桑)

被害発生 桑葉 時期 の減収率	夏 秋 蚕 専 用 桑		春秋兼用桑
	夏 蚕 期	秋 蚕 期 (夏蚕採葉後のもの)	秋 蚕 期
3 割未満	枝条伸長度の短縮割合 2 割未満のもの	枝条伸長度の短縮割合 1 割 5 分未満のもの	枝条伸長度の短縮割合 2 割未満のもの
3 割以上 5 割未満	枝条伸長度の短縮割合 2 割以上 3 割未満で枝 条伸長停止の徴のある もの	枝条伸長度の短縮割合 1 割 5 分以上 2 割 5 分 未満で枝条伸長殆ど停 止したもの	枝条伸長度の短縮割合 2 割以上 3 割未満で枝 条伸長停止の徴のある もの
5 割以上 7 割未満	枝条伸長度の短縮割合 3 割以上で枝条の伸長 は殆ど停止し、桑葉の 落下又は枯死したもの が 1 割未満のもの	枝条伸長度の短縮割合 2 割 5 分以上で枝条の 伸長は全く停止し、桑 葉は生気を失い落下又 は枯死の徴のあるもの	枝条伸長度の短縮割合 3 割以上で枝条の伸長 は殆ど停止し、桑葉の 落下又は枯死したもの が 1 割未満のもの
	枝条の伸長全く停止し	枝条の伸長全く停止し	枝条の伸長全く停止し

7割以上 9割未満	て桑葉は生気を失い、 落下又は枯死1割以上 3割未満のもの	て桑葉は生気を失い、 落下又は枯死数葉にお よぶもの	て桑葉は生気を失い、 落下又は枯死1割以上 2割5分未満のもの
9割以上 (収穫皆 無)	桑葉は生気を失い萎凋 卷縮し、摘葉しても葉 枝から樹液が漏出せず 桑葉の落下又は枯死3 割以上におよぶもの	桑葉は生気を失い萎凋 卷縮し、摘葉しても葉 枝から樹液が漏出せず 桑葉の落下又は枯死数 葉以上におよぶもの	桑葉は生気を失い萎凋 卷縮し、摘葉しても葉 枝から樹液が漏出せず 桑葉の落下又は枯死2 割5分以上におよぶもの

4 しんとめたまばえ

しんとめたまばえ被害減収推定尺度

被害 発生回数	被害時期	7月			8月			備 考
	被害程度	甚	中	軽	甚	中	軽	
1回発生		5%	3%	1%	10%	8%	5%	(甚) しんを止められ た条が70%以上
2回発生					20	15	10	(中) しんを止められ た条が40%以上
3回発生					30	25	20	(軽) しんを止められ た条が40%未満

尺度使用上の注意

- (1) しんとめたまばえは7月から8月までを最盛期として周期的に発生し、枝条先端の生長部位を食害し、生長が止まるがやがて数本の腋芽が伸びてくるので減収程度は比較的軽い。
- (2) この尺度を適用するには、発生回数と、これにより枝条先端が食害されて生長の止まった条数の割合により減収程度を求める。

5 水害減収推定尺度

様 態 別	被 害 状 況	減収率
(1) 浸 水	桑株まで浸水した場合	3割未満
(2) 冠 水	桑株を超えて桑条の1部又は全部が浸水した場合。ただし、無挙式仕立てのものは桑条の最下部の支幹を限界とし、それ以上が浸水した場合は「冠水」、それ以下の場合は「浸水」とする。	3～9割
(3) 土砂流入	耕土が、浸水冠水その他によって流入した場合、桑条（又は刈株）の埋まらない程度のもので復旧見込みのないもの	3～7割

(4)埋 没	土砂流入の程度が激しく条株が全部埋まったもののうち復旧の見込みのある場合	9割以上
(5)耕土流出	耕土が水流のため流されたが、土寄せ、耕土搬入、改植その他によって復旧の見込みのある場合	7割以上
(6)全 壊	地形の異変、または土砂流入、埋没、耕土流出等の程度が極めて激しく復旧の見込みの全然ない場合	10割

6 潮風害減収推定尺度

桑葉の減収率	被 害 状 況
3割未満	風害による枝条折損及び桑葉の損傷又は落葉軽微にして潮風による損害が僅少なもの
3割以上 7割未満	枝条の折損が多く桑葉の損傷及び落葉が5割内外に達するもの、又は潮風により桑葉が3割以上変色萎凋しているもの
7割以上 9割未満	枝条の折損、落葉が甚だしく多いもの又は塩害により桑葉が大半枯死したもの
9割以上	桑樹が倒伏したもの、又は大部分の枝条が折損し桑葉を残さないもの及び塩害により桑葉の9割以上枯死したもの

7 風水害及び潮風害減収推定尺度

桑葉の減収率	被 害 状 況
3割未満	桑葉の落下・損傷が7割未満 梢端の損傷が6割未満
3～5割	桑葉の落下・損傷が7割以上 梢端の損傷が6～7割
5～7割	梢端の損傷が7～8割
7～9割	梢端の損傷が7～8割で枝条に損傷のあるもの
皆 無	梢端の損傷が9割以上で枝条の損傷が甚だしいもの

適用条件 被害発生時の枝条伸長状況は最長枝条に対し3から4割まで

8 風害減収推定尺度

	損 傷 程 度						
	枝 条 伸 長 6 割 未満	枝 条 伸 長 6 ～ 8 割					
被害発生 時期							

桑葉 の減収率	7月31日	8月5日	8月10日	8月15日	8月20日	8月25日	8月30日
3割未満	9割未満	7割未満	5割未満	5割未満	5割未満	6割未満	6割未満
3～5割	9割以上	7割以上	5～9割	5～9割	5～9割	6～9割	6～9割
5～7割			9割以上	9割以上	9割以上	9割以上	9割以上

	損 傷 程 度					
	枝 条 伸 長 8 割 以 上					
被害発生 時期 桑葉 の減収率	9月5日	9月10日	9月15日	9月20日	9月25日	9月30日
3割未満	5割未満	5割未満	5割未満	5割未満	9割未満	9割以上
3～5割	5～9割	5～8割	5～8割	5～9割	9割以上	
5～7割	9割以上	8割以上	8割以上	9割以上		

本表は単当収葉量増加曲線から最終収葉量を100%として作成した。したがって、この表はこのままでは適用できない。

9 鼠害減収推定尺度

単位：％

幹の 食害程度 枝条の食害 程度	健	軽	中	甚
健	0		10～30	50～70
軽	0 ～ 10			
中	10 ～ 30		30～50	70～90
甚	50 ～ 90		90～100	100

(注) 1 表中の数値は、幹（主幹及び支幹）及び枝条ごとの食害程度の組合わせにより株単位にみた場合の桑葉の減収率である。

2 食害程度は、幹及び枝条ごとに次により判定する。

健： 食害なし

軽： 周囲3分の1未満の食害

中： 周囲3分の1以上3分の2未満の食害

甚： 周囲3分の2以上の食害

尺度使用上の注意

(1) 発芽後掃立てまでの間に発芽状態を観察し適用する。ただし、被害が甚だしいため

春切りが行われる場合は、春切り前に適用する。

(2) 幹の食害程度は、主幹及び支幹に分けて、(注) 2の基準に従い判定するものとするが、両者に差異がある場合には、食害程度の重い方をもって代表させる。この場合、支幹の食害程度は(3)に準じて判定する。

(3) 枝条の食害程度は、(注) 2の基準に従い各枝条ごとに判定するものとするが、各枝条間の食害程度に差異がある場合には、食害程度ごとにみて枝条の本数が最も多いものをもって代表させる。

ただし、食害程度ごとにみた枝条の本数が同数の場合は枝条長を勘案して判定する。

(4) 根及び冬芽に食害が認められる場合は、根は幹、冬芽は枝条とみなしてこの尺度を適用する。

(5) 桑園ごとの減収率は、減収率別株数割合を重みとする減収率の算術平均により算定する。この場合、減収率別株数割合は、一部実測を行うことにより的確を期するものとする。

第4 箱当たり基準給桑量

箱当たり基準給桑量（掃立てから上簇に至るまでに通常使用する桑葉量をいう。以下同じ。）は、損害評価要綱第3章「蚕繭の損害評価」において桑葉の被害により及ぼす掃立可能箱数又は飼育継続可能箱数、飼育必要桑量及び買桑量の箱数換算値等を算出する基準であり、次のとおりとする。

- 1 箱当たり基準給桑量の標準は次に掲げる表のとおりである。
- 2 次に掲げる数量は標準的なものであるから、都道府県連合会又は特定組合等は、行政機関、試験研究機関、養蚕団体等と協議の上検討し実情に応ずるよう補正して使用してもよい。ただし、補正した場合はその都度、標準表に準じて表を作成し経営局長に報告する。

箱当たり基準給桑量の標準表

蚕令	蚕期別	春 蚕 期		初秋蚕期		晩秋蚕期	
	日数	箱育	防乾紙育	箱育	防乾紙育	箱育	防乾紙育
I	1		220 g		200 g		200 g
	2		520		550		530
	3		760		750		770
	小計		1,500		1,500		1,500
II	1		400 g		600 g		350 g
	2		2,200		2,200		2,200
	3		2,100		2,000		2,350
	小計		4,700		4,800		4,900

		半防乾紙育	半防乾紙育	半防乾紙育
Ⅲ	1	1,200 g	2,400 g	2,400 g
	2	4,700	8,800	8,800
	3	7,400	8,000	8,000
	4	6,000	—	1,000
	小計	19,300	19,200	20,200
		条 桑 育	条 桑 育	条 桑 育
Ⅳ	1	5 kg	4 kg	4 kg
	2	15	19	10
	3	21	27	14
	4	30	23	21
	5	19	—	25
	小計	90	73	74
Ⅴ	1	10kg	30kg	15kg
	2	30	40	25
	3	45	55	35
	4	60	70	45
	5	70	80	55
	6	90	80	60
	7	80	40	70
	8	70	—	65
	9	35	—	55
	10	—	—	20
	小計	490	395	445
合 計		605.5kg	493.5kg	545.6kg

(注) 春蚕期における数量は全芽量、初秋蚕期及び晩秋蚕期における数量は全葉量である。

第5 繭の実測又は検見による調査方法

1 組合等の行う全戸調査の方法

組合等が行う全戸調査は、原則として次に示す方法によるが、必要に応じ都道府県連合会又は特定組合等で調査方法を定めて統一した方法で行ってよい。ただし、都道府県連合会又は特定組合等で調査方法を代える場合は、組合員等ごとの見込収繭量の推計分散（誤差率）±5%以内に留まり得ると推定される方法をとる。

(1) 損害評価の時期

損害評価の時期は、組合員等の蒔からの蒔はずしの日を原則とする。しかし、調査労力の配分上の都合や、組合員等の蒔はずしの日が何日かにわたる場合もあることから、組合員等の蒔はずし前に調査することもやむを得ないが、できるだけ蒔はずしの前々日以内とする。

(2) 調査事項と調査方法

ア 総蒔数

(ア) 蒔の種類規格ごとに営蒔中に蒔数をもれなく数える。

(イ) 蒔の極めて少ない(10枚以下)蒔種及び遅れ蒔や這い出し蒔を別に集めて上蒔してある場合は、標本蒔の抽出対象から除外する。ただし、これらの蒔は、標本蒔の対象となる蒔の規格に合わせた枚数に見積もり、総蒔数の算出に加える。

イ 抜取蒔数

種類 \ 総蒔数	50枚まで	51～100	101～200	201枚以上
回転蒔	5	6	7	8
改良蒔	6	7	8	9
在来蒔	7	8	9	10

(注) 回転蒔は、1蒔(組)10枚をもって構成している場合は10枚と数える。

ウ 蒔の抜取方法

(ア) 蒔の種類規格ごとに、標本蒔を抽出する。

(イ) 蒔の抽出はできるだけ任意抽出とし、抽出位置が偏らないように注意する。

エ 平均単蒔重を調査する場合

標本蒔から外した上蒔を30粒以上とり測定し、平均を求める。

オ 見込収蒔量の算出方法

(ア) 実測調査

a 総蒔数(実測) × 平均蒔当たり収蒔量(実測)

b 総蒔数(実測) × 平均蒔当たり営蒔粒数(実測) × 平均単蒔重(実測)

(イ) 検見調査

a 総蒔数(実測) × 平均蒔当たり収蒔量(見積り)

b 総蒔数(実測) × 平均蒔当たり営蒔粒数(実測) × 平均単蒔重(見積り)

(注) 平均蒔当たり収蒔量の調査を蒔の尺坪あたりに代える方法もある。尺坪で行う場合は、抽出蒔の蒔の分布が平均的なところを抽出する。

カ 蒔乾燥歩留り率

オで算出された収蒔量は、調査日時から出荷日時までの日時に応じて、次表の蒔乾燥歩留り率により修正しても差し支えない。

繭乾燥歩留り率

		調査時から出荷時までの時間											
		6時間	12	18	(翌日)	30	36	42	(2日後)	54	60	66	(3日後)
					24				48				72
上の 簇日 時数 から 調査 日まで	5日目	99.4	98.8	98.3	97.8	97.3	96.9	96.5	96.1	95.8	95.5	95.3	95.0
	6 "	99.5	99.0	98.5	98.3	98.0	97.7	97.4	97.2	97.0	96.9	96.8	96.7
	7 "	99.7	99.4	99.1	98.9	98.7	98.5	98.4	98.4	98.3	98.3	98.3	98.3
	8 "	99.8	99.7	99.6	99.5	99.4	99.4	99.4	99.4	—	—	—	—
	9 "	99.9	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—

(修正見込収繭量＝見込収繭量×繭乾燥歩留り率)

2 組合等又は都道府県連合会が行う抜取調査の方法

組合等又は都道府県連合会が行う抜取調査は、組合等の行った全戸調査（実測又は検見による調査）の対象となった組合員等のうち、組合等にあつては5組合員等以上、都道府県連合会にあつては1組合等当たり3組合員等以上を任意抽出することを原則とし、被害態様により抜取数を増加する。その他、損害評価の時期、調査事項と調査方法は、1に準じて行う（様式例5号及び6号又は例7号及び8号）。

附則

1. この通知は、令和4年7月12日から施行する。
2. この通知による改正後の規定は、施行日から適用する。

別表１の（１）

連合会抜取調査の組合等別抜取調査筆数

組合等ごとの抜取調査筆数は、類区分ごと及び引受方式ごと（組合等が損害評価地区の設定単位を類区分とした場合は類区分ごと）に、組合等で農家申告抜取調査等調査筆数に応じて、下表のとおりとする。ただし、同一の組合等内において、同一の共済目的の種類に属する２以上の類区分について連合会抜取調査を実施することとなる場合は、当該類区分ごとの抜取調査筆数は、それぞれ下表に掲げる抜取調査筆数の３分の２に相当する数とする。

なお、農家申告抜取調査等調査筆数が１００筆以下の場合は、２割（下限３筆）とする。

農家申告抜取調査等調査筆数	抜取調査筆数
１００筆以下	２０筆
１０１～１５０	２１
１５１～２００	２２
２０１～２５０	２３
２５１～３００	２４
３０１～３５０	２５
３５１～４００	２６
４０１～４５０	２７
４５１～５００	２８
５０１～５５０	２９
５５１筆以上	３０

別表 1 の(2)

特定組合等抜取調査の損害評価地区別抜取調査筆数

損害評価地区ごとの抜取調査筆数は、類区分ごと及び引受方式ごと（組合等が損害評価地区の設定単位を類区分とした場合は類区分ごと）に、損害評価地区で農家申告抜取調査等調査筆数に応じて、下表のとおりとする。

農家申告抜取調査等調査筆数	抜取調査筆数
50筆以下	10筆
51～70	15
71～100	20
101～150	21
151～200	22
201～250	23
251～300	24
301～350	25
351～400	26
401～450	27
451～500	28
501～550	29
551筆以上	30

別表 2

ばれいしょの土砂引き率

ばれいしょの土砂引き率は、現地調査時における抜取調査筆の土壤水分含有状況及び土質に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、抜取調査筆の掘取りいも 5 キログラム程度について、水洗い等を行い、土砂引き率を定め、その率を使用しても差し支えない。

都道府県連合会は、土砂引き率とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

土質 \ 土壤水分含有状況	軽	中	甚
砂土 ～ 砂壤土	1 %	2 %	3 %
壤土 ～ 植壤土	2	3	6
植 土	3	9	12

(注意) 1 土壤水分含有状況の「軽」とは適度に湿気を帯びている一般的状態を、「中」とは土壤が湿っている状態を、「甚」とは土壤が著しく湿潤となっている状態をいう。

2 土質の区分については、細土（粒径 2 ミリメートル以下）に含まれる粘土（粒径 0.01 ミリメートル以下）の含有量により、次のとおり区分されている。

砂 土	粘土含有量	12.5パーセント未満
砂壤土	〃	12.5～25.0
壤 土	〃	25.0～37.5
植壤土	〃	37.5～50.0
植 土	〃	50.0パーセント以上

3 本表は、北海道農業共済組合連合会が、畑作物共済の試験実施の一環として調査した結果をもとに作成したものである。

別表 3

ばれいしょの早掘り収量換算係数

ばれいしょの早掘り収量換算係数は、現地調査時から通常の収穫適期までの日数に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、都道府県連合会又は特定組合等は、都道府県及び関係機関等の意見を聴く等により、早掘り収量換算係数を定め、その率を使用しても差し支えない。

都道府県連合会は、早掘り収量換算係数とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

現地調査時から 収穫適期までの 日数	30 日	29 日	28 日	27 日	26 日	25 日	24 日	23 日	22 日	21 日
日数別早掘り収 量換算係数	2.380	2.334	2.288	2.242	2.196	2.150	2.104	2.058	2.012	1.966
現地調査時から 収穫適期までの 日数	20 日	19 日	18 日	17 日	16 日	15 日	14 日	13 日	12 日	11 日
日数別早掘り収 量換算係数	1.920	1.874	1.828	1.782	1.736	1.690	1.644	1.598	1.552	1.506
現地調査時から 収穫適期までの 日数	10 日	9 日	8 日	7 日	6 日	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
日数別早掘り収 量換算係数	1.460	1.414	1.368	1.322	1.276	1.230	1.184	1.138	1.092	1.046

(注) 1 現地調査時から通常の収穫適期までの日数が31日以上の場合は、2の回帰式を適用し、早掘り収量換算係数を算定すること。

2 本表は、昭和53年度の「損害評価関係の研究調査」として、兵庫県、岡山県、長崎県及び鹿児島県の各農業共済組合連合会が調査した資料から次の回帰式を求め、作成したものである。

$$Y = 1.000 + 0.046X$$

Y：早掘り収量換算係数

X＝現地調査時から通常の収穫適期までの日数

別表 4

茶の早期収穫収量換算係数

茶の早期収穫収量換算係数は、現地調査時から収穫適期までの日数に応じ、下表のとおりとする。

なお、これによりがたいときは、都道府県及び関係機関等の意見を聴く等により、早期収穫収量換算係数を定め、その率を使用しても差し支えない。

都道府県連合会は、早期収穫収量換算係数とその適用方法についてその組合員たる組合等を指導するものとする。

栽培 形態	生育 タイプ	現地調査 時の平均 開葉数	現地調査時から収穫適期までの日数							回帰式 ($y = a + b x$)	
			1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	a	b
普通 栽培	上	2 葉 台	1.043	1.310	1.577	1.844	2.111	2.378	2.645	0.776	0.267
		3 葉 台	1.145	1.308	1.471	1.634	1.797	1.959	2.122	0.983	0.163
		4 葉以上	1.108	1.237	1.365	1.494	1.623	1.752	1.881	0.979	0.129
	中	2 葉 台	1.140	1.392	1.645	1.897	2.150	2.403	2.655	0.887	0.253
		3 葉以上	1.167	1.350	1.534	1.717	1.901	2.084	2.267	0.983	0.183
	下	2 葉以上	1.236	1.493	1.750	2.008	2.265	2.522	2.779	0.979	0.257
被覆 栽培	上	2 葉 台	1.117	1.379	1.642	1.905	2.167	2.430	2.693	0.854	0.263
		3 葉 台	1.153	1.310	1.467	1.624	1.782	1.939	2.096	0.996	0.157
		4 葉以上	1.097	1.213	1.329	1.445	1.561	1.676	1.792	0.981	0.116
	中	2 葉 台	1.161	1.373	1.585	1.797	2.009	2.221	2.433	0.948	0.212
		3 葉以上	1.121	1.247	1.372	1.497	1.622	1.747	1.873	0.996	0.125
	下	2 葉以上	1.122	1.248	1.374	1.501	1.627	1.753	1.880	0.995	0.126

(注意) 1 現地調査時から収穫適期までの日数がこの表の範囲外になった場合は、回帰式を適用し、当該換算係数を算定すること。

2 本表は、昭和53年から56年までに行った茶共済に関する農林水産省委託調

査（調査該当：埼玉県、静岡県、京都府、鹿児島県）の資料から回帰式（ $y = a + b x$ ）を求め、作成したものである。

y …… 早期収穫収量換算係数

x …… 現地調査時から収穫適期までの日数

書 類 様 式 等

様式目録

〈 茶以外の農作物及び蚕繭 〉

	様 式 番 号	抜 取 調 査 書 類 名	提出先
都道府県 連合会	様式例 1 号の 1 の (1)	連合会抜取調査野帳 (ばれいしょ)	都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省
	〃 例 1 号の 1 の (2)	〃 (スイートコーン)	
	〃 例 1 号の 1 の (3)	〃 (たまねぎ)	
	〃 例 1 号の 1 の (4)	〃 (かぼちゃ)	
	〃 例 1 号の 2	〃 (大豆、小豆及びいんげん)	
	〃 例 2 号の 1	連合会単当修正量計算表 (その 1)	
	〃 例 2 号の 2	〃 (その 2)	
	〃 3 号の 1	連合会抜取調査成績検討経過表	
	〃 4 号の 1	大豆、小豆及びいんげんの等級別の単位当たり価格調査表 (調査地域別)	
	〃 4 号の 2	規格外換算係数計算表	
	〃 4 号の 3	単位当たり価格調査表 (調査地域別) (たまねぎ、かぼちゃ)	
	〃 4 号の 4	食用換算係数計算表 (たまねぎ、かぼちゃ)	
特定 組合等	〃 例 5 号	連合会全戸抜取調査野帳 (蚕繭)	都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省
	〃 6 号	連合会全戸抜取調査成績検討経過表 (蚕繭)	
	様式例 1 号の 3 の (1)	抜取調査野帳 (特定組合等) (ばれいしょ)	
	〃 例 1 号の 3 の (2)	〃 (スイートコーン)	
	〃 例 1 号の 3 の (3)	〃 (たまねぎ)	
	〃 例 1 号の 3 の (4)	〃 (かぼちゃ)	
	〃 例 1 号の 4	〃 (大豆、小豆及びいんげん)	
	〃 例 3 号の 2	抜取調査成績検討経過表 (特定組合等)	
	〃 4 号の 1	大豆、小豆及びいんげんの等級別の単位当たり価格調査表 (調査地域別)	
	〃 4 号の 2	規格外換算係数計算表	
	〃 4 号の 3	単位当たり価格調査表 (調査地域別) (たまねぎ、かぼちゃ)	
	〃 4 号の 4	食用換算係数計算表 (たまねぎ、かぼちゃ)	
特定 組合等	〃 例 7 号	抜取調査野帳 (特定組合等) (蚕繭)	都道府県、農林水産省 都道府県、農林水産省
	〃 8 号	抜取調査成績検討経過表 (特定組合等) (蚕繭)	

〈 茶 〉

	様 式 番 号	抜 取 調 査 書 類 名	提出先
都道府県 連合会	様式例 9 号の 1	連合会抜取調査野帳 (実測調査)	都道府県、農林水産省
	〃 例10号の 1	連合会単当修正量計算表 (その 1)	
	〃 例10号の 2	〃 (その 2)	
	〃 11号	連合会抜取調査成績検討経過表	
特定 組合等	様式例 9 号の 2	抜取調査野帳 (特定組合等) (実測調査)	都道府県、農林水産省
	〃 12号	抜取調査成績検討経過表 (特定組合等)	

〔 参 考 〕

畑作物共済抜取調査用乱数表

令和 年産 畑作物共済連合会抜取調査野帳
(ばれいしょ)

共 済 目 的 の 種 類				損害評価 区域名			組合等名			階層区分名			評価者		
類区分															
組合等の 損害評価地区名	組 合 員 等		抜取調査筆の所在地			地 目 別	土 質	連 合 会 抜取調査 (掘取り月日) ㉔	収 穫 適 期 ㉕	差 の 日 数 ㉖ ー ㉔	天 候				
	住 所 ・ 氏 名	通し番号	耕地の地名・地番	通し番号	掘取り前日						掘取り当日				
							田・畑		月 日						

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	組 合 等 当 初 評 価 高		掘 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	掘 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ㉘ = $\frac{\quad}{㉖ \times ㉗ \times 30}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6 畦幅)	cm			cm			① cm	⑥ = ① ÷ 10 cm	
株 間 (6 株間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑦ = ② ÷ 30 cm	
い も 重 (土砂引き前)	g	g	g	g	g	g	③ g		
上 い も 重 (土砂引き前)	g	g	g	g	g	g	④ g		
くずいも重 (土砂引き前)	g	g	g	g	g	g	⑤ g		

土砂引き率 ㉙	いも重 ㉚ = ③ - ③ × ⑨	上いも重 ㉛ = ④ - ④ × ⑨	くずいも重 ㉜ = ⑩ - ⑪	左のうち他の用途に向けられるものの重量			上いも重歩合 ㉞ = ⑪ / ⑩ × 100	早掘り収量 換算係数 ㉟	種子換算係数 (種子用に限る。)		
				でん粉加工用に向けられるものの重量 ㉡	食品加工用に向けられるものの重量 ㉢	食用に向けられるものの重量 ㉣			でん粉加工用に向けられる場合 ㉤	食品加工用に向けられる場合 ㉥	食用に向けられる場合 ㉦
%	g	g	g	g	g	g	g				

単 当 収 量			
でん粉加工用 ㉧ = ⑪ × ⑧	食品加工用 ㉨ = ⑪ × ⑧	食 用 ㉩ = ⑪ × ⑪ × ⑧	種 子 用 ㉪ = (⑪ + ⑬ × ⑱ + ⑭ × ⑱ + ⑮ × ⑲) × ⑧
kg	kg	kg	kg

(注意)

1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。

2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。
パーセントの記入は小数点以下第 1 位までとし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。

3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済連合会抜取調査野帳
(スイートコーン)

共 済 目 的 の 種 類			損害評価 区域名		組合等名		階層区分名		評価者	
類区分										
組合等の損害評価地区名	組 合 員 等		抜取調査筆の所在地			地 目 別	土 質	連合会 抜取調査 (刈取り月日)	天 候	
	住 所・氏 名	通し番号	耕地の地名・地番		通し番号				刈取り前日	刈取り当日
						田・畑		月 日		

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	組 合 等 当 初 評 価 高		刈 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	刈 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 ⑧= $\frac{10,000,000}{⑥ \times ⑦ \times 60}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6 畦幅)	cm			cm			① cm	⑥=①÷10 cm	
株 間 (11株間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑦=②÷60 cm	
スイートコーン重	g	g	g	g	g	g	③ g		
上スイートコーン重	g	g	g	g	g	g	④ g		
くずスイートコーン重	g	g	g	g	g	g	⑤ g		

スイートコーン重 ⑨=③	上スイートコーン重 ⑩=④	くずスイートコーン重 ⑪=⑤	上スイートコーン 重歩合 ⑫=⑩÷⑨×100	単 当 収 量 ⑬=⑩×⑧
g	g	g	%	kg

- (注意)
- 1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
 - 2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。パーセントの記入は小数点以下第 1 位までとし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。
 - 3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済連合会抜取調査野帳
(たまねぎ)

共済目的の種類		損害評価区域名		組 合 等 名		階層区分名		評 価 者			
組合等の損害評価地区名		組 合 員 等		抜取調査筆の所在地		地 目 別	土 質	連合会 抜取調査 (掘取り月日)	天 候		
		住 所・氏 名	通し番号	耕地の地名・地番	通し番号				掘取り前日	掘取り当日	
						田・畑		月 日			

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	組 合 等 当 初 評 価 高		掘 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	掘 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑧= $\frac{10,000,000}{⑥ \times ⑦ \times 120}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6畦幅)	cm			cm			① cm	⑥=①÷10 cm	
株 間 (21株間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑦=②÷120 cm	
た ま ね ぎ 重	g	g	g	g	g	g	③		
上たまねぎ重	g	g	g	g	g	g	④		
くずたまねぎ重	g	g	g	g	g	g	⑤		

た ま ね ぎ 重 ⑨=③	上たまねぎ重 ⑩=④	くずたまねぎ重 ⑪=⑤	左のうち食品加工用 に向けられるものの 重量 ⑫	上たまねぎ重歩合 ⑬=⑩÷⑨×100	食用換算係数 ⑭	単 当 収 量 ⑮= (⑩+ (⑫×⑭)) ×⑧
g	g	g	g	%		kg

(注意)
1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。パーセントの記入は小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位を四捨五入すること。
3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済連合会抜取調査野帳
(かぼちゃ)

共済目的の種類		損害評価区域名		組 合 等 名		階層区分名		評 価 者	
組合等の損害評価地区名	組 合 員 等		抜取調査筆の所在地		地 目 別	土 質	連合会抜取調査 (刈取り月日)	天 候	
	住 所・氏 名	通し番号	耕地の地名・地番	通し番号				刈取り前日	刈取り当日
					田・畑		月 日		

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	組 合 等 当 初 評 価 高		刈 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	刈 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑧= $\frac{\text{①} \times \text{⑦} \times 30}{\text{①} \times \text{⑦} \times 30}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6畦幅)	cm			cm			① cm	⑥=①÷10 cm	
株 間 (3株間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑦=②÷30 cm	
か ぼ ち や 重	g	g	g	g	g	g	③		
上 か ぼ ち や 重	g	g	g	g	g	g	④		
く ず か ぼ ち や 重	g	g	g	g	g	g	⑤		

か ぼ ち や 重 ⑨=③	上かぼちや重 ⑩=④	くずかぼちや重 ⑪=⑤	左のうち食品加工用に 向けられるものの重量 ⑫	上かぼちや重歩合 ⑬=⑩÷⑨×100	食用換算係数 ⑭	単 当 収 量 ⑮= (⑩+ (⑫×⑭)) × ⑧
g	g	g	g	%		kg

(注意)

1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。

2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。パーセントの記入は小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位を四捨五入すること。

3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるため、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済連合会抜取調査野帳
(大豆、小豆及びいんげん)

共 済 目 的 の 種 類			引受方式		損害評価 区域名		組合等名		階層区分名		評価者	
類区分												
組合等の損害評価地区名	組 合 員 等		抜取調査筆の所在地			地 目 別	連合会抜取調査		天 候			
	住 所・氏 名	通し番号	耕地の地名・地番		通し番号		(刈取り月日)		刈取り前日	刈取り当日		
							田 ・ 畑	月 日				

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	農家申告抜取 調査等月日	組 合 等 当 初 評 価 高		刈 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	刈 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑦= $\frac{10,000,000}{④ \times ⑤ \times 6}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6 畦幅)	cm			cm			① cm	④=①÷10 cm	
刈 取 り 畦 長	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑤=②÷6 cm	
株 数	株	株	株	株	株	株	③ 株	⑥=③÷6 株	

生さや重 ⑧	乾燥さや重 ⑨	乾燥歩留 ⑩= (⑨÷⑧) ×100	乾 燥 ・ 調 製				唐み選歩留 ⑮= (⑪/⑨) ×100	等級判定 (○印)			規 格 外 換算係数 ⑯	修正規格 外 粒 重 ⑰=⑫×⑯	修正上粒重 ⑱ (⑬と⑰のい ずれか多い方 の数量)	単当収量 ⑲=⑱×⑦
			粗粒重 ⑪	規格外粒重 ⑫	上粒重 ⑬	くず粒重 ⑭=⑪-⑬ (又は⑪-⑫)		3 等以上	特例品位	規格外				
g	g	%	g	g	g	g	%					g	g	kg

- (注意)
- 1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
- 2 等級判定 (○印) の項 3 等以上の記入については、大豆にあっては、特定加工用大豆以上とし、特例品位の記入は農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合とする。
- 3 等級判定の結果、3 等以上となった場合は、「規格外換算係数⑯」欄に 1 と記入すること。
- 4 面積、重量及び長さの記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。パーセントの記入単位は小数点以下第 1 位までとし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。
- 5 この野帳は、株まきの場合において用いるものであるので、株まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済抜取調査野帳(特定組合等)
(ばれいしょ)

共 済 目 的 の 種 類				特定組合等名			損害評価 地区名			階層名			評価者		
類区分															
組 合 員			抜取調査筆の所在地				地 目 別	土 質	抜取調査 (掘取り 月日) ㉔	収穫適期 ㉕	差の日数 ㉖－㉔	天 候			
住 所・氏 名		通し番号	耕地の地名・地番		通し番号	掘取り前日						掘取り当日			
						田・畑		月 日							

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	全 筆 調 査		掘 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	掘 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ㉘＝ $\frac{\text{㉕} \times \text{㉖} \times 30}{\text{㉙}}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6 畦幅)	cm			cm			① cm	㉙＝①÷10 cm	
株 間 (6 株間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	㉚＝②÷30 cm	
い も 重 (土砂引き前)	g	g	g	g	g	g	③ g		
上 い も 重 (土砂引き前)	g	g	g	g	g	g	④ g		
くずいも重 (土砂引き前)	g	g	g	g	g	g	⑤ g		

土砂引き率 ㉑	いも重 ㉒＝③－③×㉑	上いも重 ㉓＝④－④×㉑	くずいも重 ㉔＝⑩－⑪	左のうち他の用途に向けられるものの重量			上いも重歩合 ㉖＝⑪/⑩×100	早掘り収量 換 算 係 数 ㉗	種子換算係数 (種子用に限る。)		
				でん粉加工用に向けられるものの重量 ㉓	食品加工用に向けられるものの重量 ㉔	食用に向けられるものの重量 ㉕			でん粉加工用に向けられる場合 ㉘	食品加工用に向けられる場合 ㉙	食用に向けられる場合 ㉚
%	g	g	g	g	g	g	g				

単 当 収 量			
でん粉加工用 ㉑＝⑪×⑧	食品加工用 ㉒＝⑪×⑧	食 用 ㉓＝⑪×⑪×⑧	種 子 用 ㉔＝(⑪＋⑬×⑱＋⑭×⑲＋⑮×⑳)×⑧
kg	kg	kg	kg

(注意)
1 評価者は、調査に先立って損害評価野帳から必要事項を転記すること。
2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。
パーセントの記入は小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位を四捨五入すること。
3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるもので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

様式例 1 号の 3 の (2)

令和 年産 畑作物共済抜取調査野帳(特定組合等)
(スイートコーン)

共 済 目 的 の 種 類		特定組合等名		損害評価 地区名		階層名		評価者	
類区分									
組 合 員		抜取調査筆の所在地		地 目 別	土 質	抜 取 調 査 (刈取り月日)	天 候		
住 所・氏 名	通し番号	耕地の地名・地番	通し番号				刈取り前日	刈取り当日	
				田・畑		月 日			

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	全 筆 調 査		刈 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	刈 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑧= $\frac{10,000,000}{⑥ \times ⑦ \times 60}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6 畦 幅)	cm			cm			① cm	⑥=①÷10 cm	
株 間 (1 1 株 間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑦=②÷60 cm	
ス イ ー ト コ ー ン 重	g	g	g	g	g	g	③ g		
上スイートコーン重	g	g	g	g	g	g	④ g		
くずスイートコーン重	g	g	g	g	g	g	⑤ g		

スイートコーン重	上スイートコーン重	くずスイートコーン重	上スイートコーン重歩合	単 当 収 量
⑨ = ③	⑩ = ④	⑪ = ⑤	⑫=⑩÷⑨×100	⑬=⑩×⑧
g	g	g	%	kg

(注意)

- 1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
- 2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。パーセントの記入は小数点以下第 1 位までとし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。
- 3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済抜取調査野帳(特定組合等)
(たまねぎ)

共済目的の種類		特定組合等名		損害評価地区名		階層名		評 価 者	
組 合 員		抜 取 調 査 筆 の 所 在 地			地 目 別	土 質	抜 取 調 査 (掘取り月日)	天 候	
住 所・氏 名		通し番号	耕 地 の 地 名 ・ 地 番					通し番号	掘取り前日
							月 日		

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	全 筆 調 査		掘 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	掘 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑧= $\frac{10,000,000}{⑥ \times ⑦ \times 120}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6畦幅)	cm			cm			① cm	⑥=①÷10 cm	
株 間 (21株間)	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑦=②÷120 cm	
た ま ね ぎ 重	g	g	g	g	g	g	③		
上たまねぎ重	g	g	g	g	g	g	④		
くずたまねぎ重	g	g	g	g	g	g	⑤		

た ま ね ぎ 重 ⑨ = ③	上たまねぎ重 ⑩ = ④	くずたまねぎ重 ⑪ = ⑤	左のうち食品加工用 に向けられるものの 重量 ⑫	上たまねぎ重歩合 ⑬=⑩÷⑨×100	食用換算係数 ⑭	単 当 収 量 ⑮= (⑩ + (⑫×⑭)) ×⑧
g	g	g	g	%		kg

(注意)
1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。パーセントの記入は小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位を四捨五入すること。
3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済抜取調査野帳(特定組合等)
(かぼちゃ)

共済目的の種類		特定組合等名		損害評価地区名		階 層 名		評 価 者		
組 合 員		抜 取 調 査 筆 の 所 在 地				地 目 別	土 質	抜 取 調 査 (刈取り月日)	天 候	
住 所 ・ 氏 名		通し番号	耕 地 の 地 名 ・ 地 番		通し番号				刈取り前日	刈取り当日
						田・畑		月 日		

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	全筆調査月日	全 筆 調 査		刈 取 り 箇 所			
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔	
	a	kg		月 日	kg	kg				

	刈 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑧= $\frac{\text{⑥} \times \text{⑦} \times 30}{\text{⑥} \times \text{⑦} \times 30}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
	畦 幅 (6 畦幅)	cm			cm		①	cm	⑥=①÷10 cm
	株 間 (6 株間)	cm	cm	cm	cm	cm	②	cm	⑦=②÷30 cm
	か ぼ ち や 重	g	g	g	g	g	③		
	上 か ぼ ち や 重	g	g	g	g	g	④		
	く ず か ぼ ち や 重	g	g	g	g	g	⑤		

か ぼ ち や 重 ⑨ = ③	上かぼちゃ重 ⑩ = ④	くずかぼちゃ重 ⑪ = ⑤	左のうち食品加工用に 向けられるものの重量 ⑫	上かぼちゃ重歩合 ⑬=⑩÷⑨×100	食用換算係数 ⑭	単 当 収 量 ⑮= (⑩+ (⑫×⑭)) ×⑧
g	g	g	g	%		kg

(注意)
1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
2 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。パーセントの記入は小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位を四捨五入すること。
3 この野帳は、畦まきの場合において用いるものであるので、畦まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

令和 年産 畑作物共済抜取調査野帳(特定組合等)
(大豆、小豆及びいんげん)

共 済 目 的 の 種 類			引受方式		特定組合等名	損害評価 地区名		階層名		評価者	
類区分											
組 合 員			抜 取 調 査 筆 の 所 在 地			地 目 別	抜 取 調 査		天 候		
住 所 ・ 氏 名		通し番号	耕 地 の 地 名 ・ 地 番		通し番号		(刈取り月日)		刈取り前日		刈取り当日
						田 ・ 畑	月 日				

品 種 名	引 受 面 積	基 準 単 収	災害の種類	農家申告抜取 調査等月日	農家申告抜取調査又は全筆調査		刈 取 り 箇 所		
					単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
	a	kg		月 日	kg	kg			

	刈 取 り 箇 所						計	平 均	単当収量換算係数 10,000,000 ⑦= $\frac{\text{④} \times \text{⑤} \times \text{⑥}}$
	1 箇所目	2 箇所目	3 箇所目	4 箇所目	5 箇所目	6 箇所目			
畦 幅 (6 畦幅)	cm			cm			① cm	④=①÷10 cm	
刈 取 り 畦 長	cm	cm	cm	cm	cm	cm	② cm	⑤=②÷6 cm	
株 数	株	株	株	株	株	株	③ 株	⑥=③÷6 株	

生さや重 ⑧	乾燥さや重 ⑨	乾燥歩留 ⑩= (⑨/ ⑧) ×100	乾 燥 ・ 調 製				唐み選歩留 ⑮= (⑪/⑨) ×100	等級判定 (○印)			規 格 外 換算係数 ⑯	修正規格 外 粒 重 ⑰=⑫×⑯	修正上粒重 ⑱ (⑬と⑰のい ずれか多い方 の数量)	単当収量 ⑲=⑱×⑦
			粗粒重 ⑪	規格外粒重 ⑫	上粒重 ⑬	くず粒重 ⑭=⑪-⑬ (又は⑪-⑫)		3 等以上	特例品位	規格外				
g	g	%	g	g	g	g	%					g	g	kg

- (注意)
- 1 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
- 2 等級判定 (○印) の項 3 等以上の記入については、大豆にあっては、特定加工用大豆以上とし、特例品位の記入は、農産物規格規程の適用に関する臨時特例として、同規程に特例品位が設けられた場合とする。
- 3 等級判定の結果、3 等以上となった場合は、「規格外換算係数⑯」欄に 1 と記入すること。
- 4 面積、重量及び長さの記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。パーセントの記入単位は小数点以下第 1 位までとし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。
- 5 この野帳は、株まきの場合において用いるものであるので、株まき以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

損害評価地区名	抜取調査筆の所在地		組合等当初評価高 単当収量 ①	連合会実測抜取調査 単当収量 ②
	耕地の地名・地番	通し番号		
			kg	kg
合 計			Σ ①	Σ ②

抜 取 調 査 筆 数 ③	単 当 修 正 量 （ 単 収 差 ）	
	④ = Σ ② - Σ ①	⑤ = ④ ÷ ③
筆	kg	k

- 1 「連合会抜取調査野帳」（様式例 1 号の 1 又は 2）から必要事項を転記してこの表をとりまとめ、単当修正量を計算すること。
- 2 「組合等当初評価高の面積又は筆数」欄には、半相殺方式にあつては組合等当初評価高による半相殺方式超過被害組合員等の被害面積又は被害筆数を、全相殺方式（損害認定準則第 1 第 6 項に規定する組合員等が栽培する同項に規定する農作物）にあつては組合等当初評価高による全相殺方式超過被害組合員等の引受面積又は引受筆数を集計して、記入すること。この場合、収穫皆無耕地、発芽不能等耕地及び転作等耕地を除くこと。
- 3 「単当修正量（単収差）」の「⑤」欄の記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。

令和 年産 畑作物共済連合会単当修正量計算表（その 2）

共 済 目 的 の 種 類	類 区 分	引 受 方 式	組 合 等 名

階 層 区 分 名	階層区分別の組合等当初評価高の面積又は筆数 ①	単 当 修 正 量 （ 単 収 差 ） ②	左 の 加 重 値 ③ = ① × ②
	a (筆)	kg	kg
合 計 （ 平 均 ）	Σ ①	④ = Σ ③ ÷ Σ ①	Σ ③

(注意)

- 1 「畑作物共済連合会単当修正量計算表（その 1）」（様式例 2 号の 1）から必要事項を階層区分別に転記して組合等の単当修正量を計算すること。
- 2 「左の加重値③」及び「④」欄の記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。
- 3 階層区分を行わない組合等については、本表を作成する必要はない。

様式例 3 号の 1

令和 年産 畑作物共済連合会抜取調査成績検討経過表

共 済 目 的 の 種 類					類 区 分			引受方式				県（都道府）農業共済組合連合会			
組合等名	組合等当初評価高による共済金支払対象				連合会抜取調査の結果			見回り調査の結果により修正した場合		単当修正量の決定値		単当修正量による損害高			
	戸数	面積 ①	共済減収量(分割評価による修正前のもの)	共済減収量(分割評価による修正後のもの)	抜 取 調 査筆数	単当修正量 (単収差) ②	単当修正量 の加重値 ③＝①×②	単当修正量 (単収差) ④	単当修正量 の加重値 ⑤＝①×④	単当修正量 (単収差) ⑥	単 当 修 正 量 の 加 重 値 ⑦＝①×⑥	戸数	面積	共済減収量(分割評価による修正前のもの)	共済減収量(分割評価による修正後のもの)
	戸	a	kg	kg	筆	kg	kg	kg	kg	kg	kg	戸	a	kg	kg
合 計 (又は加重平均)		Σ①				Σ③/Σ①	Σ③	Σ⑤/Σ①	Σ⑤	Σ⑦/Σ①	Σ⑦				

3部 (控、都道府県、農林水産省)

(注意)

- 1 「単当修正量の決定値」及び「単当修正量による損害高」欄には、損害評価会に諮って決定したものを記入すること。
2 この検討経過表は、連合会当初評価高報告書に添付して提出すること。

様式例第3号の2

令和 年産 畑作物共済抜取調査成績検討経過表（特定組合等）

共 済 目 的 の 種 類				類区分			引受方式							
											県（都道府）農業共済組合			
損害評価 地区	農家申告抜取調査等の結果			抜 取 調 査 の 結 果			見回り調査の結果により修正した場合		単当修正量の決定値		単当修正量による損害高			
	戸数	調査筆数	面積	抜取調査 筆数	単当修正量 (単収差)	単 当 修 正 量 の加重値	単当修正量 (単収差)	単当修正量 の加重値	単当修正量 (単収差)	単当修正量の 加重値	戸数	面積	共済減収量(分 割評価による 修正前のもの)	共済減収量(分 割評価による 修正後のもの)
	①				②	③＝①×②	④	⑤＝①×④	⑥	⑦＝①×⑥				
	戸	筆	a	筆	kg	kg	kg	kg	kg	kg	戸	a	kg	kg
合 計 (又は加 重平均)			Σ①		Σ③/Σ①	Σ③	Σ⑤/Σ①	Σ⑤	Σ⑦/Σ①	Σ⑦				

3 部 （控、都道府県、農林水産省）

(注意)

- 1 「単当修正量の決定値」及び「単当修正量による損害高」欄には、損害評価会に諮って決定したものを記入すること。
- 2 この検討経過表は、特定組合等当初評価高報告書に添付して提出すること。

様式 4 号の 1

大豆、小豆及びいんげんの等級別の単位当たり価格調査表（調査地域別）

県（都道府）農業共済組合連合会

		調査地域名				出荷団体等名				品種名						
年次		規格		1 等		2 等		3 等		計		規格外		合 計		
		調査項目														
年	出荷団体等買入総額（円）		(A)													
	同 上 の 総 数 量 (俵・kg)		(B)													
	単 位 当 たり 価 格 (円)		(C) = (A) ÷ (B)													
年	出荷団体等買入総額（円）		(A)													
	同 上 の 総 数 量 (俵・kg)		(B)													
	単 位 当 たり 価 格 (円)		(C) = (A) ÷ (B)													
年	出荷団体等買入総額（円）		(A)													
	同 上 の 総 数 量 (俵・kg)		(B)													
	単 位 当 たり 価 格 (円)		(C) = (A) ÷ (B)													
合 計 (平均)	(D) = (C) の合計 (円)															
	(D) ÷ 3 (円)															

3 部（控、都道府県、農林水産省）

（注意）

- 「同上の総数量（B）」欄は、俵又はキログラムのいずれかに統一して調査を行うこと。
- 等級ごとの資料が得られない年次については、次の例により推定し、かっこを付して記入すること。
 ア 当該等級に係る資料が得られない年次を除く年次の「単位当たり価格（C）」の単純平均を求め、これをEとする。
 イ アの算定に用いられた年次に係る3等の単位当たり価格「(C)」欄の単純平均を求め、これをFとする。
 ウ Fに対するEの割合を求め、この割合を当該等級に係る資料が得られない年次の3等の「単位当たり価格（C）」に乗じて得た価格を当該等級に係る当該年次の「単位当たり価格（C）」とする。
- 記入単位は、金額は1円単位まで、数量は俵又はキログラムの整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入する。
- 特定組合等が本表を作成する場合は、県（都道府）農業共済組合連合会を県（都道府）農業共済組合又は全国農業共済組合連合会とする。

様式 4 号の 2

規格外換算係数計算表

県（都道府）農業共済組合連合会

調 査 地 域 名	単 位 （ 俵 又 は キ ロ グ ラ ム ） 当 た り 価 格					
	1 等	2 等	3 等	計	規 格 外	合 計
				円		円
合 計						
平 均			㊦		㊧	
規格外換算係数			1.000		㊧ ÷ ㊦	

3 部（控、都道府県、農林水産省）

（注意）

- 1 本表は、「大豆、小豆及びいんげんの等級別の単位当たり価格調査表（調査地域別）」（様式 4 号の 1）から必要事項を転記し、作成すること。
- 2 単位当たり価格の「平均」欄の金額の記入単位は円とし、1 円未満を四捨五入すること。規格外換算係数の記入は、小数点以下第 3 位までとし、小数点以下第 4 位を四捨五入すること。
- 3 特定組合等が本表を作成する場合は、県（都道府）農業共済組合連合会を県（都道府）農業共済組合又は全国農業共済組合連合会とする。

様式 4 号の 3

単位当たり価格調査表(調査地域別)(たまねぎ、かぼちゃ)

県(都道府)農業共済組合連合会

		共済目的の種類		調査地域名		出荷団体等名	
年次	調査項目	食		用			
		食		品加工用			
年	出荷団体等買入総額(円)	(A)					
	同上の総数量(kg)	(B)					
	単位当たり価格(円)	(C) = (A) ÷ (B)					
年	出荷団体等買入総額(円)	(A)					
	同上の総数量(kg)	(B)					
	単位当たり価格(円)	(C) = (A) ÷ (B)					
年	出荷団体等買入総額(円)	(A)					
	同上の総数量(kg)	(B)					
	単位当たり価格(円)	(C) = (A) ÷ (B)					
合計	(D) = (C) の合計						
(平均)	(D) ÷ 3 (円)						

3 部(控、都道府県、農林水産省)

(注意)

- 食品加工用又は食用の資料が得られない年次については、次の例により推定し、かっこを付して記入すること。
 ア 当該食品加工用又は食用に係る資料が得られない年次を除く年次の「単位当たり価格 (C)」の単純平均を求め、これを E とする。
 イ アの算定に用いられた年次に係る食用の単位当たり価格「(C)」欄の単純平均を求め、これを F とする。
 ウ F に対する E の割合を求め、この割合を当該食品加工用又は食用に係る資料が得られない年次の食用の「単位当たり価格 (C)」に乗じて得た価格を当該食品加工用又は食用に係る当該年次の「単位当たり価格 (C)」とする。
- 記入単位は、金額は 1 円単位まで、数量はキログラムの整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- 特定組合等が本表を作成する場合は、県(都道府)農業共済組合連合会を県(都道府)農業共済組合又は全国農業共済組合連合会とする。

食用換算係数計算表(たまねぎ、かぼちゃ)

県（都道府）農業共済組合連合会

調 査 地 域 名	共 済 目 的 の 種 類	
	単 位 （ キ ロ グ ラ ム ） 当 た り 価 格	
	食 用	食 品 加 工 用
	円	円
合 計		
平 均	A	B
食 用 換 算 係 数	$A \div B$	

3 部（控、都道府県、農林水産省）

（注意）

- 1 本表は、「単位当たり価格調査表（調査地域別）（たまねぎ、かぼちゃ）」（様式 4 号の 3）から必要事項を転記し、作成すること。
- 2 金額の記入は円単位までとし、1 円未満を四捨五入すること。食用換算係数の記入は、小数点以下第 3 位までとし、小数点以下第 4 位を四捨五入すること。
- 3 特定組合等が本表を作成する場合は、県（都道府）農業共済組合連合会を県（都道府）農業共済組合又は全国農業共済組合連合会とする。

令和 年産 畑作物共済連合会全戸抜取調査野帳
(蚕 繭)

類区分		組合等における収繭		月 日～		月 日		月 日		評価者			
		期の損害評価月日		月 日		月 日							
組 合 員 等		共済箱数	基 準 収 繭 量	主 要 災 害 名	連 合 会 全 戸 抜 取 調 査						組 合 等 当 初 評 価 高（除買桑）		
					蔴 の 種 類	総蔴数	平均蔴当たり 収 繭 量	見 込 収繭量	分 割 減収量	左の事由	見 込 収繭量	分 割 減収量	
1		箱	kg			. kg	kg	kg			kg	kg	
		.				.	.	.			.	.	
2						.					.	.	
		.				.	.	.			.	.	
3						.					.	.	
		.				.	.	.			.	.	
4						.					.	.	
		.				.	.	.			.	.	
5						.					.	.	
		.				.	.	.			.	.	
6						.					.	.	
		.				.	.	.			.	.	
7						.					.	.	
		.				.	.	.			.	.	
合 計		.					A				B	.	
		.					.	.			.	.	

平 均 族 当 た り 収 繭 量 算 出 の 基 礎						
1	2	3	4	5	6	7

抜取組合員 等 数	抜取共済 箱 数	抜 取 調 査 見 込 収 繭 量	組 合 等 当 初 評 価 高 収 繭 量 (除買桑)	A —— × 100 B	決定平均 修 正 率	損害評価区域名	
	箱	A kg	B kg	%	%	組 合 等 名	
	.	.	.	.	.		

(連合会全戸抜取調査上の注意)

1 抜取組合員等

組合等の行った全戸調査（実測又は検見による調査）の対象となった組合員等のうち、1組合等当たり3組合員等以上を任意抽出することを原則とし、被害の態様により抜取数を増加すること。

2 損害評価の時期

できるだけ農家の繭外しの日がよいが、調査労力の配分上の都合や農家の繭外しは何日かにわたる場合も考えられるので、繭外し前に調査することもやむを得ない。

3 調査事項と調査方法

(1) 総簇数

簇の種類規格ごとに上簇に用いた簇数を実測する。総簇数欄の数値に調査誤差があると、その結果、偏りの決定的な原因となるので農家からも聴取りを行い確認すること。

(2) 抜取簇数

おおむね次の基準によること。

種 類 \ 総簇数	50枚まで	51～100	101～200	201以上
回 転 簇	5	6	7	8
改 良 簇	6	7	8	9
在 来 簇	7	8	9	10

(3) 抜取簇

簇の種類規格ごとに任意抽出を行う。

(4) 見込収繭量

見込収繭量＝総簇数×平均簇当たり収繭量

平均簇当たり収繭量は、原則として一簇ごとに収繭量をはかり、これから抜取簇の平均値を算出して得た数値とする。

4 平均簇当たり収繭量は、小数点以下第3位まで、共済箱数は小数点以下第2位まで、見込収繭量、分割減収量、収繭量比及び決定平均修正率は小数点以下第1位まで、基準収繭量及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

令和 年産 連合会全戸抜取調査成績検討経過表（蚕繭）

県（都府）農業共済組合連合会

類区分		連合会全戸抜取調査											
損 害 評 価 区域名	組合等名	組合等当初評価高 超 過 被 害 (除買桑、分割前)		組 合 等 収 繭 期 調 査 月 日 月日～月日	調 査 月 日 月日～月日	戸 数 戸	共 箱 済 数 箱	収繭量 (A) kg	組合等当初 評 価 高 収 繭 量 (除買桑、 分割前) (B) kg	収 繭 量 比 (A) (B) %	決定平均 修 正 率 %	組 合 等 への指示 修 正 率 %	備 考
		戸 数	箱 数										
		戸	箱 (.)			戸	箱	kg	kg	. %	%	%	
			(.)							.			
			(.)							.			
			(.)							.			
	小 計		(.)							.			
			(.)							.			
			(.)							.			
			(.)							.			
	小 計		(.)							.			
			(.)							.			
			(.)							.			
	合 計 (又は加重平均値)		(.)							.			

3 部（控、都府県、農林水産省）

- (注意) 1 「組合等当初評価高」は、当該組合等の当初評価高報告書から転記するが「箱数」欄の（ ）内には、収繭皆無又は掃立不能と認定された組合員等に係る共済箱数の合計値を内訳として記入すること。
- 2 「組合等収繭期調査月日」及び連合会全戸抜取調査の「調査月日」は、収繭期において実際に調査した月日を記入すること。
- 3 「連合会全戸抜取調査」の「戸数」、「共済箱数」、「収繭量」の各欄及び「組合等当初評価高収繭量」欄は、「連合会全戸抜取調査野帳」（様式例 5 号）から転記すること。
- 4 「決定平均修正率」は、「収繭量比」によって定めた修正率を記入するが、97%から103%までの範囲内にあり、組合等当初評価高を修正しない場合も記入すること。
- 5 「備考」欄には、「決定平均修正率」の決定経過及び出荷数量等による修正の有無を記入すること。
- 6 「箱数」は小数点以下第 2 位まで、「収繭量」、「組合等当初評価高収繭量」及び「収繭量比」は小数点以下第 1 位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。
- 7 この検討経過表は、連合会当初評価高報告書添付書に添付して提出すること。

様式例 7 号

令和 年産 畑作物共済抜取調査野帳（特定組合等）
（蚕 繭）

類区分			損害評価地区名		抜取調査月日		月	日	評価者			
組 合 員		共済箱数	基 準 収 繭 量	主 要 災 害 名	抜 取 調 査						全戸調査	
					蔴 の 種 類	総蔴数	平均蔴当たり 収 繭 量	見 込 収繭量	分 割 減収量	左の事由	見 込 収繭量	分 割 減収量
1		箱	kg				. kg	kg	kg		kg	kg
		.					.	.	.		.	.
2							.				.	.
		.					.	.	.		.	.
3							.				.	.
		.					.	.	.		.	.
4							.				.	.
		.					.	.	.		.	.
5							.				.	.
		.					.	.	.		.	.
6							.				.	.
		.					.	.	.		.	.
7							.				.	.
		.					.	.	.		.	.
合 計								A			B	
		.						.	.		.	.

平 均 蔴 当 た り 収 繭 量 算 出 の 基 礎						
1	2	3	4	5	6	7

抜取組員数	抜取共済 箱 数	抜 取 調 査 見 込 収 繭 量	全 戸 調 査 見 込 収 繭 量	収繭量比 $\frac{A}{B} \times 100$	決定平均 修 正 率
	箱	A kg	B kg	%	%
	.	.	.	.	.

(抜取調査上の注意 (特定組合等))

1 抜取組合員

特定組合等の行った全戸調査 (実測又は検見による調査) の対象となった組合員のうち5組合員以上を任意抽出することを原則とし、被害の態様により抜取数を増加すること。

2 損害評価の時期

できるだけ農家の繭外しの日がよいが、調査労力の配分上の都合や農家の繭外しは何日かにわたる場合も考えられるので、繭外し前に調査することもやむを得ない。

3 調査事項と調査方法

(1) 総簇数

簇の種類規格ごとに上簇に用いた簇数を実測する。総簇数欄の数値に調査誤差があると、その結果、偏りの決定的な原因となるので農家からも聴取りを行い確認すること。

(2) 抜取簇数

おおむね次の基準によること。

種 類 \ 総簇数	50枚まで	51～100	101～200	201以上
回 転 簇	5	6	7	8
改 良 簇	6	7	8	9
在 来 簇	7	8	9	10

(3) 抜取簇

簇の種類規格ごとに任意抽出を行う。

(4) 見込収繭量

見込収繭量 = 総簇数 × 平均簇当たり収繭量

平均簇当たり収繭量は、原則として一簇ごとに収繭量をはかり、これから抜取簇の平均値を算出して得た数値とする。

4 平均簇当たり収繭量は、小数点以下第3位まで、共済箱数は小数点以下第2位まで、見込収繭量、分割減収量、収繭量比及び決定平均修正率は小数点以下第1位まで、基準収繭量及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

令和 年産 抜取調査成績検討経過表（特定組合等）
（蚕 繭）

県（都府）農業共済組合
全国農業共済組合連合会

類 区 分											
損害評価地区名	全戸調査対象被害		全 戸 調 査 日 月 日～月 日	抜 取 調 査				全 戸 調 査 見込収繭量 (B)	収 繭 量 比 $\frac{(A)}{(B)}$	決定平均 修 正 率	備 考
				調 査 月 日 月 日～月 日	戸 数	共 済 箱 数	収繭量 (A)				
	戸 数	箱 数									
	戸	. 箱			戸	箱	kg	kg	. %	%	
		.							.		
		.							.		
		.							.		
		.							.		
		.							.		
		.							.		
合計（又は加重平均値）		.							.		

- 3 部（控、都府県、農林水産省）
- （注意） 1 「全戸調査月日」及び抜取調査の「調査月日」は、収繭期において実際に調査した月日を記入すること。
2 「抜取調査」の「戸数」、「共済箱数」、「収繭量」の各欄及び「全戸調査見込収繭量」欄は、「抜取調査野帳」（様式例 7 号）から転記すること。
3 「決定平均修正率」は、「収繭量比」によって定めた修正率を記入するが、97%から103%までの範囲内にあり、全戸調査見込収繭量を修正しない場合も記入すること。
4 「備考」欄には、「決定平均修正率」の決定経過及び出荷数量等による修正の有無を記入すること。
5 「箱数」は小数点以下第 2 位まで、「収繭量」、「全戸調査見込収繭量」及び「収繭量比」は小数点以下第 1 位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。
6 この検討経過表は、特定組合等が抜取調査を行ったときに、本表を取りまとめて、特定組合等当初評価高報告書添付書に添付して提出すること。

様式例 9 号の 1

令和 年産 茶共済連合会抜取調査野帳（刈取り実測調査用）

類区分	類	損害評価 区域名		組合等名		階層区分名		評価者	
-----	---	-------------	--	------	--	-------	--	-----	--

組合等の 損害評価 地区名	組 合 員 等		抜取調査園地の所在地		連合会 抜取調査 (刈取り月日) ④	収穫適期 ⑤	差の日数 ⑥－④	天 候	
	住 所・氏 名	通し番号	園 地 の 地名・地番	通し番号				刈取り 前 日	刈取り 当 日
					月 日	月 日	日		

品 種 名	樹 齢	園地条件	栽培方法		肥培管理 状 況	生育タイプ	収穫方法	引受面積 a	基準単収 kg	災害の 種 類
			仕 立 方 法	そ の 他 栽培方法						
	年				上・中・下	上・中・下				

組合等当初評価高		刈 取 り 畦 の 選 定		
単当収量	分割単当減収量	全 畝 数	スタート番号	間 隔
kg	kg	畝	第 畦	畦

畦 幅 の 調 査				生葉重 (6 箇所分)	早期収穫 収量換算 係数	水引き率	単当収量換算係数 ⑧＝ $\frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{④ \times 600(\text{cm})}$	単当収量 ⑨＝⑤×⑥ ×⑦×⑧
調査箇所 (6 畦幅)		計 ③＝	平 均 ④＝					
第 1 刈取り 畦から ①	第 4 刈取り 畦から ②							
cm	cm	cm	cm	kg	.	.		kg

（注意）

1. 評価者は、調査に先立って組合等の損害評価野帳等から必要事項を転記すること。
2. 「生育タイプ」欄は、「加入申込書兼変更届出書」に記載されている当該園地の「開葉程度」から、下表により決定し記入する。

生育タイプ	園 地 の 開 葉 能 力
上	平均1心5葉程度以上
中	平均1心4葉程度
下	平均1心3葉程度以下

3. 「水引き率⑦」は、連合会抜取調査（刈取り）時の前日又は当日の天候状況からみて、当該抜取調査筆の「生葉重⑤」を調整する必要が認められる場合に設けるものとする。

水引率は、関係団体等の有識者の意見等を参考として、次のように設定することとする。

$$\text{水引率} = 1 - \frac{\text{当該「生葉重⑤」に占める雨露の重量}}{\text{当該抜取調査筆の「生葉重⑤」}}$$

4. 「早期収穫収量換算係数⑥」及び「水引き率⑦」の記入は、小数点以下第 3 位までとし、小数点以下第 4 位を四捨五入すること。
5. 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。
6. この野帳は、畦仕立の場合において用いるものであるもので、畦仕立以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

様式例 9 号の 2

令和 年産 茶 共済 抜取調査野帳（特定組合等刈取り実測調査用）

類区分		特定組合等名		階層名		評価者	
-----	--	--------	--	-----	--	-----	--

損害評価 地区名	組 合 員		抜取調査園地の所在地		抜取調査 (刈取り月日)	収穫適期	差の日数	天 候	
	住 所・氏 名	通し番号	園 地 の 地名・地番	通し番号	①	②	②－①	刈取り 前 日	刈取り 当 日
					月 日	月 日	日		

品 種 名	樹 齢	園地条件	栽培方法		肥培管理 状 況	生育タイプ	収穫方法	引受面積	基準単収	災害の 種 類
			仕 立 方 法	そ の 他 栽培方法						
	年				上・中・下	上・中・下		a	kg	

農家申告抜取調査		刈 取 り 畦 の 選 定		
単当収量	分割単当減収量	全 畦 数	スタート番号	間 隔
kg	kg	畦	第 畦	畦

畦幅の調査				生葉重 (6箇所分)	早期収穫 収量換算 係数	水引き率	単当収量換算係数 ⑧＝ $\frac{10,000,000(\text{cm}^2)}{④ \times 600(\text{cm})}$	単当収量 ⑨＝⑤×⑥ ×⑦×⑧
調査箇所（6畝幅）		計	平 均					
第1刈取り 畝から ①	第4刈取り 畝から ②	③＝ ①＋②	④＝ ③÷10	⑤	⑥	⑦		
cm	cm	cm	cm	kg	.	.		kg

（注意）

1. 評価者は、調査に先立って特定組合等の損害評価野帳から必要事項を転記すること。
2. 「生育タイプ」欄は、「加入申込書兼変更届出書」に記載されている当該園地の「開業程度」から、下表により決定し記入する。

生育タイプ	園 地 の 開 業 能 力
上	平均1心5葉程度以上
中	平均1心4葉程度
下	平均1心3葉程度以下

3. 「水引き率⑦」は、抜取調査（刈取り）時の前日又は当日の天候状況からみて、当該抜取調査筆の「生葉重⑤」を調整する必要が認められる場合に設けるものとする。
水引き率は、関係団体等の有識者の意見等を参考として、次のように設定することとする。
$$\text{水引き率} = 1 - \frac{\text{当該「生葉重⑤」に占める雨露の重量}}{\text{当該抜取調査筆の「生葉重⑤」}}$$
4. 「早期収穫収量換算係数⑥」及び「水引き率⑦」の記入は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位を四捨五入すること。
5. 面積、重量、長さの記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。
6. この野帳は、畦仕立の場合において用いるものであるので、畦仕立以外の場合には、この野帳に準じて野帳を作成すること。

様式例10号の1

令和 年産 茶共済連合会単当修正量計算表(その1)

類区分		組 合 等 名	階 層 区 分 名	組合等当初評価高 の面積又は園地数
				a (筆)

損害評価地区名	抜取調査園地の所在地		組合等当初評価高の 単当収量 ①	連合会抜取調査結果の 単当収量 ②
	園地の地名・地番	通し番号		
			kg	kg
合 計			Σ①	Σ②

抜 取 調 査 筆 数 ③	単 当 修 正 量 (単 収 差)	
	④ = Σ ② - Σ ①	⑤ = ④ ÷ ③
筆	kg	kg

(注 意)

1. 「連合会抜取調査野帳」(様式例9号の1) その他関係書類から必要事項を転記してこの表を取りまとめ、単当修正量を計算すること。
2. 「組合等当初評価高の面積又は筆数」欄には、組合等当初評価高による半相殺方式超過被害組合員等の被害面積又は被害筆数を集計し、記入すること。
この場合、収穫皆無園地及び転作等園地を除くこと。
3. 「単当修正量(単収差)」の「⑤」欄の記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。

様式例10号の2

令和 年産 茶共済連合会単当修正量計算表（その2）

類区分		組合等名	
-----	--	------	--

階 層 区 分 名	階層区分別の組合等当初 評価高の面積又は筆数 ①	単当修正量（単収差） ②	左 の 加 重 値 ③＝①×②
	a（筆）	kg	kg
合 計（平均）	$\Sigma ①$	$④ = \Sigma ③ \div \Sigma ①$	$\Sigma ③$

（注 意）

1. 「連合会単当修正量計算表（その1）」（様式例10号の1）から必要事項を階層区分別に転記して組合等の単当修正量を計算すること。
2. 「左の加重値③」及び「④」欄の記入は整数位までとし、小数点以下第1位を四捨五入すること。
3. 階層区分を行わない組合等については、本表を作成する必要はない。

令和 年産 茶共済連合会抜取調査成績検討経過表

類区分		_____ 県（都道府）農業共済組合連合会													
組合等名	組合等当初評価高による共済金支払対象				連合会抜取調査の結果			見回り調査の結果により修正した場合		単当修正量の決定値		単当修正量による損害高			
	戸数	被害面積 ①	共済減収量 〔分割評価による 修正前のもの〕	共済減収量 〔分割評価による 修正後のもの〕	抜取調査 筆数	単当修正量 (単収差) ②	単当修正量 の加重値 ③=①×②	単当修正量 (単収差) ④	単当修正量 の加重値 ⑤=①×④	単当修正量 (単収差) ⑥	単当修正量 の加重値 ⑦=①×⑥	戸数	被害面積	共済減収量 〔分割評価による 修正前のもの〕	共済減収量 〔分割評価による 修正後のもの〕
	戸	a	kg	kg	筆	kg	kg	kg	kg	kg	kg	戸	a	kg	kg
合計 又は加重平均		Σ①				Σ③／Σ①	Σ③	Σ⑤／Σ①	Σ⑤	Σ⑦／Σ①	Σ⑦				

3 部（控、都道府県、農林水産省）

（注 意）

1. 「単当修正量の決定値」及び「単当修正量による損害高」欄には、損害評価会に諮って決定したものを記入すること。
2. この検討経過表は、都道府県連合会当初評価高報告書に添付して提出すること。

令和 年産 茶共済抜取調査成績検討経過表(特定組合等)

類区分		_____ 県（都道府）農業共済組合												
評価地区	農家申告抜取調査の結果			抜取調査（特定組合等）の結果			見回り調査の結果により修正した場合		単当修正量の決定値		単当修正量による損害高			
	戸 数	調査筆数	被害面積 ①	抜取調査 筆 数	単当修正量 （単収差） ②	単当修正量 の加重値 ③＝①×②	単当修正量 （単収差） ④	単当修正量 の加重値 ⑤＝①×④	単当修正量 （単収差） ⑥	単当修正量 の加重値 ⑦＝①×⑥	戸 数	被害面積	共済減収量 分割評価による 修正前のもの	共済減収量 分割評価による 修正後のもの
	戸	筆	a	筆	kg	kg	kg	kg	kg	kg	戸	a	kg	kg
合 計 〔又は加重平均〕			Σ①		Σ③／Σ①	Σ③	Σ⑤／Σ①	Σ⑤	Σ⑦／Σ①	Σ⑦				

3 部（控、都道府県、農林水産省）

（注 意）

1. 「単当修正量の決定値」及び「単当修正量による損害高」欄には、損害評価会に諮って決定したものを記入すること。
2. この検討経過表は、特定組合等当初評価高報告書に添付して提出すること。

〔参考〕

畑作物共済抜取調査用乱数表

この表は、刈取り畦及び堀取り畦の起点となる畦を選定するための参考として作成したものである。

n	a	n	a	n	a	n	a	n	a	n	a
1	1	51	3	101	11	151	70	201	91	251	174
2	2	52	13	102	53	152	106	202	76	252	51
3	1	53	31	103	91	153	38	203	169	253	48
4	2	54	46	104	39	154	99	204	110	254	6
5	4	55	25	105	12	155	81	205	179	255	235
6	3	56	14	106	101	156	15	206	136	256	15
7	4	57	15	107	14	157	121	207	141	257	255
8	1	58	31	108	40	158	148	208	107	258	209
9	8	59	46	109	75	159	44	209	175	259	178
10	1	60	8	110	66	160	99	210	149	260	64
11	7	61	32	111	42	161	139	211	152	261	19
12	8	62	9	112	21	162	12	212	106	262	76
13	13	63	37	113	108	163	140	213	91	263	146
14	13	64	56	114	44	164	82	214	60	264	226
15	5	65	62	115	72	165	55	215	133	265	23
16	7	66	29	116	23	166	35	216	163	266	142
17	2	67	20	117	22	167	124	217	135	267	129
18	4	68	57	118	68	168	159	218	161	268	75
19	8	69	19	119	27	169	15	219	9	269	193
20	3	70	23	120	5	170	46	220	191	270	155
21	5	71	38	121	86	171	19	221	123	271	242
22	2	72	4	122	76	172	96	222	3	272	172
23	14	73	22	123	56	173	122	223	15	273	235
24	23	74	37	124	118	174	106	224	217	274	155
25	5	75	71	125	6	175	101	225	165	275	260
26	3	76	64	126	32	176	163	226	92	276	47
27	24	77	58	127	36	177	80	227	193	277	228
28	3	78	49	128	42	178	47	228	154	278	123
29	13	79	15	129	52	179	50	229	89	279	170
30	28	80	65	130	34	180	100	230	134	280	162
31	18	81	79	131	23	181	153	231	206	281	3
32	26	82	39	132	40	182	158	232	214	282	250
33	21	83	75	133	92	183	118	233	157	283	194
34	33	84	23	134	66	184	184	234	225	284	136
35	18	85	72	135	22	185	185	235	175	285	120
36	1	86	44	136	112	186	59	236	59	286	206
37	21	87	19	137	7	187	85	237	175	287	90
38		88	23	138	134	188	161	238	114	288	34
39	7	89	71	139	31	189	57	239	60	289	228
40	30 27	90	42	140	84	190	93	240	45	290	244
41	10	91	18	141	61	191	30	241	165	291	161
42	21	92	29	142	101	192	118	242	172	292	126
43	4	93	12	143	105	193	106	243	93	293	225
44	17	94	32	144	52	194	23	244	27	294	158
45	22	95	90	145	65	195	2	245	173	295	67
46	21	96	58	146	108	196	165	246	240	296	224
47	4	97	91	147	4	197	44	247	207	297	53
48	28	98	46	148	1	198	181	248	242	298	133
49	36	99	89	149	136	199	135	249	191	299	142
50	48	100	34	150	145	200	68	250	211	300	249

(n : 全畦数 ÷ 6、a : 刈取り畦又は堀取り畦の起点)